

## 令和2年3月定例教育委員会

開催日時 令和2年3月20日（金）  
午前9時～午後0時30分  
午後1時15分～午後1時45分

### 1 開会

○山本教育長

ただいまから令和2年3月定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

### 2 日程説明

○山本教育長

では最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案14件、報告事項31件、協議事項1件の計46件となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

### 3 一般報告

○山本教育長

それでは、私からの一般報告でございますが、お手元にお配りしております。前回からということでございますが、初めに新型コロナウイルスへの対応ということで、お話を申しあげたいと思いますが、感染が拡大している中で、2月27日の夕刻、突然総理から全国一斉休校の要請があり、それに応じるかたちで、鳥取県でも一斉休校という取組を始めたところでございます。その状況を見ていると、やはり子どもたちに様々な部分で影響が出てきているという、そうした情報もございましたので、また、鳥取県では幸いなことに、今も含めて感染が確認されていない、そうした地域であることなども勘案して、3月18日から再開をしようということで取組を行っているところでございます。その間、3月1日、2日に行われました、これは高校のほうですけども、卒業式であったり、あるいは5日、6日の入試であったり、その辺りは感染防止対策を徹底しながら、予定どおり実施をしたところでございます。とくに、混乱もなく出来たということでございます。再開後もほんとに子どもたちの嬉しそうな姿を、私も見ることができ、ある意味再開に踏みきってよかったかなと思いますし、昨日は西部のほうの専門家会議でも、感染状況が確認されていない地域では、リスクなどを判断した上で、リスクが低い活動から実施をしてもいいということでございます。その中には学校における様々な活動ということも含まれていたということでございまして、ある意味エビデンスもいただいたということかなと思っております。ただ、やはり気をゆるめてはいけないと思いますので、徹底した感染防止対策というのは引き続きやっていかなければならないと思いますし、これから春休みに入りますので、少し気が緩んだまま春休みに入ってしまうと、たとえば県外に遊びに行ったりとか

そういうことも、懸念される部分もありますので、そうした留意事項などもきっちり示しながら対応を進めていきたいと思えます。そしてまた一旦開いた状態になるわけですが、今度いざ感染が確認された場合に、どうした閉じかたをするのか、改めてその部分をこれから議論していくということになります。また、今現在は地域で一人出ても、学校は継続しますが、校内で児童生徒あるいは教職員等の感染が確認された場合には、その学校を14日間閉じましょうという方針を、昨日の行動計画の中でも改めて示しているという状況です。昨日出たエビデンスなども含めて、そのやり方でいいのか、たとえば新型インフルの中では、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の3段階で閉じていくというやり方も含めて示してありますので、昨日の専門家会議で示したエビデンスなども含めて、より教育機会を確保するという方向で検討をしたいというふうに思っているところでございます。

それから2月19日には、いじめ不登校の対策本部会議を開催いたしました。この度は、不登校を中心に、背景をもう少し国の調査よりも細かく分析をして対応を考えていこうということで取り組んでいきましたが、そうしたことを元に、いろんな本人の困り感というものがある分野が出てきている。学業であったり、対人関係であったり、そうしたことを分析しつつ検討してきた中で、保護者であったり、教職員であったり、そこでの対応の困り感というものも一部見られたということで、しっかりと相談窓口を明示していこうということで、しっかりと県民の皆さん、教職員の皆さんに知らせていこうという取組であったり、もう一つは校内で教室の中ではうまく対応できなくても、そこから少し離れて普段の授業とは違うかたち、学校で居場所をつくるという校内サポート教室の取組をやっていこうということも、この中で決めさせていただいたところでございます。

それから21日からは、県議会ということで、この度は代表質問含めて17名の議員さんが質問戦を繰り広げられましたけれども、コロナの関係が多かったわけですが、そのほかにも教員の働き方改革であったり、夜間中学をどうするのかといったこと、そしてまた、美術館整備等々につきまして質問をいただいたところでございます。また、別途その議事録の速報版などをご覧いただきたいというふうに思います。私からは、以上でございます。

#### 4 議事

##### ○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と若原委員にお願いします。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

##### ○森田次長

議案第1号から第4号ですが、教育委員会事務局に勤務する管理職職員、県立学校・市町村立学校校長など、年度末人事異動に関するものをお諮りするものでございます。

議案第5号 公立学校教職員の懲戒処分につきましては、教職員に非違行為があったことに伴いまして、その処分について諮るものでございます。

議案第6号につきましては、令和2年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命についてお諮りするものでございます。

議案第7号につきましては、令和2年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則を整

備するものでございます。合わせまして議案第8号につきましては、関係訓令の整備に関するものでございます。

議案第9号につきましては、県立学校の教育職員の時間外業務時間の上限を定める規則を定めるものでございます。

議案第10号につきましては、鳥取県育英奨学資金貸し付け規則ならびに、定時制・通信制の奨学金の貸与規則一部改正についてでございます。

議案第11号につきましては、みんなが子育てに携わるための教職員のプランにつきまして、現行計画が終了するため次期計画を定めるものでございます。

議案第12号につきましては、障がい者の活躍推進計画について、国の法律等の改正がございましたので、障がい者活躍推進計画を定めるものでございます。

議案第13号につきましては、公立学校の教員としての資質向上に関する指標について、栄養教諭、栄養職員について定めるものでございます。

議案第14号につきましては、現業職員の給与に関する規則の一部改正を行うものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

(1) 議案

○山本教育長

それでは、順次審議をいただきたいと思っております。本日の議案及び報告事項のうち「議案第1号から第6号」まで、そして「報告事項アからウ」までは人事に関する案件でございますので、非公開で行うこととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それではそのように取扱うことについて決定をいたします。関係課長以外は退席をしてください。

- 【議案第1号】 教育委員会事務局局人事（課長級以上）について（非公開）
- 【議案第2号】 市町村（学校組合）立学校長人事について（非公開）
- 【議案第3号】 県立学校長人事について（非公開）
- 【議案第4号】 県立学校事務長（課長相当職）人事について（非公開）
- 【議案第5号】 公立学校教職員の懲戒処分について（非公開）
- 【議案第6号】 附属機関委員の任命について（非公開）
- 【報告事項ア】 教育委員会事務局局人事について（非公開）
- 【報告事項イ】 市町村（学校組合）立学校教職員人事について（非公開）
- 【報告事項ウ】 県立学校教職員人事について（非公開）

【議案第7号】 令和2年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

○山本教育長

それでは、議案第7号の説明をお願いします。

○片山教育総務課長

それでは、議案第7号であります。この度の4月の組織改正に伴う関係規則の改正でございます。めくっていただきますと左側のページのほうに一覧を挙げております。2の改正概要のところをご覧ください。まず、教育委員会事務局の組織規則ですが、これは美術館整備局の新設、小中学校課内の学びの改革推進室の新設、それから学校・家庭・地域推進の関係の事務を小中学校課から社会教育課に移管する関係、それから教育総務課に内部統制に係る事務を追加する関係、そのほかの関係の所要な改正を行うものでございます。以下、職員の職の設置に関する規則、それから3番目の博物館の管理運営に関する規則、これについては美術館整備局設置に伴うものでありますし、4番の教育センターの管理運営規則から7番の図書館管理規則の関係につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う改正、それから8番目の市町村事務の管理運営規則の改正、これは人事委員会規則の名称変更に伴う改正。9番は美術館整備局の関係、10番11番につきましては関係法令の改正に伴う改正でございます。

1頁から、内容については掲げておりますが、いずれも新たな組織の関係等でございます。それから1頁からが教育委員会の事務局組織の規則でございます。新設組織等に掲げるものでありますし、2頁以降にそれ以外の主要な改正を行うものについて順次掲げているものでございます。いずれも4月1日からの施行としておりますが、1番最後の校地校舎等の取得処分等についての届出に関する手続細則の廃止につきましては、公布の日から施行する格好にしております。簡単ですが以上です。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

○若原委員

1番最後の公布の日というのは、いつになりますか。

○片山教育総務課長

県の公報に掲載する日で、今日議決をいただきましたら、早くて来週の頭になりますし、だいたい1週間ないし2週間程度で公報には掲載となります。

○若原委員

改正・制定というのは今日になりますか。

○片山教育総務課長

改正の議決は今日です。それを受けて公布手続きがあつて、施行されます。あと、4月1日から施行と書いてありますので、それは4月1日からとなります。

○山本教育長

そのほか、よろしいですか。それでは、とくに異論等ないようでございますので、議案第7号は原案どおり決定といたします。

【議案第8号】 令和2年4月の組織改正等に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

○山本教育長

続きまして、議案第8号につきまして、説明をお願いします。

○片山教育総務課長

議案第8号につきましては、組織改正等に伴う関係訓令の関係の改正でございます。これも、おめくりいただきますと、左側のページに内容を掲げております。2番のところをご覧いただければと思います。事務局職員の任免発令規程、1番上です。それから、2番目の職員安全衛生規程につきましては、会計年度任用職員の導入に伴う改正でございますし、3番目の教育委員会事務処理権限規程におきましては、美術館整備局の新設等に伴う記載の整備及び、それから会計年度任用職員の導入そのほか、主要な改正ということで行っております。内容につきましては、事務職員の任免発令規程につきましては1頁から3頁まで、いずれも会計年度任用職員関係のものでございます。それから3頁から安全衛生管理規程、3頁の下と4頁の上でございますが、これも会計年度の関係。それから4頁から事務処理権限規程とありますが、新たに設置される美術館整備局の関係を追加で記載しているものが大半でございます。簡単ですが、説明は以上です。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等がございましたらお願いをいたします。

○中島委員

訓令というのは、規則の下にくつつくものなんですか。

○片山教育総務課長

はい。

○山本教育長

では、よろしいですか。それでは議案第8号も異論は出てないようでございますので、原案のとおり決定といたします。

【議案第9号】 県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の新設について

○山本教育長

続きまして、議案第9号について、説明をしてください。

## ○國岡教育人材開発課長

教育人材開発課の國岡でございます。議案第9号、県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の新設について、別紙のとおり議決を求めます。資料は今の2枚ものと、あともう一つ手持ち資料と書いてあるものをご覧いただきたいと思います。法体系が手持ち資料の真ん中辺りに書いてあります。まず1番元になるのが、この左側の給特法になりますが、公立学校教職員等の給与等に関する特別措置法なんですけども、1番の(1)に給特法の一部改正というのがあります。アで、勤務時間の上限に関するガイドライン。イで、いじめ対応の変形労働時間と書いてありますが、上限に関することと変形労働時間の導入については、この給特法の改正によって可能となり、上限を定めなければならないというのは位置づけられました。それに伴って、給特法の右下に指針というのが書いてありますが、国の指針というのが告示されました。この内容がその次のペーパーの別添です。それに基いて、給特法、そして指針に基づいて給特条例を定めなければならないという国の考え方でして、この給特条例自体は手持ちの3枚目になります。今の議会に提案しているもので、来週議会最終日に議決していただく予定となっておりますが、3頁目のこれが改正理由でして、改正内容自体は、その裏でございます。内容的にはシンプルなものです。アンダーライン部分なんですけども、特に下のほうの条例第7条の「健康及び福祉の向上を図るため、教育委員会は正規の勤務時間及び、それ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関して適切な管理を行うため必要な措置を講ずるものとする」ということが、条例に規定される予定です。その条例が可決されたら、これに基づく教育委員会規則を今回新たに新設しようとするのが、今の議案となります。

議案の第9号のほうに戻っていただきまして、議案の1頁、制定理由になりますが、給特条例の一部が改正され、勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量等について適切な管理を行うための措置について規則を制定するという事で制定したものです。

内容としてはその裏の実際の業務の内容になります。最初に趣旨がありまして、第2条で、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限ということで、要は時間外について、一月に45時間、1年で360時間以内にしないといけないということが、ここに規定をされております。2項にありますのは、一時的な、あるいは突発的に時間外に行わざるを得ない場合のことが、ここに書いてあります。その場合は一月について100時間未満、一年について720時間未満、あと一月・二月・三月・四月・五月で平均を求めても一月あたり80時間以内にしないといけないといったことが、突発的なことが起こったときのことがそこに規定はされております。具体的には、いじめの重大事案が起こって、その対応であるとか、そういった場合を想定しております。

最後第3条に、その他の事項ということで、教育委員会が別に定めると書いてありますが、ここに書いてあるのは非常におおざっぱな内容でして、それ以上に細かい内容を別に定めるように予定をしております。その内容が、また手持ちのほうに戻りますが、一番最後のページ、今の新設規則に基づいて、「県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」というものを定める予定としております。内容としては、今の上限時間のことが書いてあったり、あるいは裏の一番最後のページになりますが、4番で、時間外業務時間の把握等とありますが、時間外についてはシステムに入力しなければならない、であるとか、

校長の責務としてシステム入力を徹底させるとか、そういった管理職としてのなすべきことも今回規定されてあるところですよ。手持ちの1頁をもう一度ご覧いただきますと、この表の真ん中黒く囲ってある「教委規則（県）」というのが今回新設する議案第9号になりますが、それに基づいた先程の方針が右側の方針です。それとはまた別に今回は県立だけの話でして、市町村についてはその下にあります教委規則（市町村）で、市町村が教育委員会規則を定めなくてははいけません。各市町村には、今の新設する規則案であるとか、方針は市町村のほうでも出してございまして、各市町村も同様の動きを取っているところですよ。以上でございます。

○山本教育長

それでは、議案第9号につきまして、委員の皆さまのご質問ご意見等ございましたら、お願いします。

○若原委員

この規則は、なにかひな形になるものがあるんですか。

○國岡教育人材開発課長

国のほうから出ている参考例があります。

○中島委員

基本的には県立学校に対してというものなんですね。

○國岡教育人材開発課長

この規則はそうです。市町村は市町村で定めるものです。

○中島委員

これは、強制力があるものなんですか。努力しましょうというものなんですか。

○國岡教育人材開発課長

罰則規定とかいうものはないんですけども、ただ、任命権者としては、実際の結果を検証して、それをまた次の年につなげなさいといったような行動を取らなくてはならないというようなことは規定されてございまして、それを怠ったときはそれなりの責任というか問われることにはなるでしょう。

○中島委員

皆さんが一番よくご承知だと思うんですけど、一月について45時間、一年について360時間というのがあるつつ、第2条第2項が入ってくると、もはやもうなんだか、よく分からなくなるじゃないですか。一月について100時間未満だとか、それで3が入ってくると益々複雑になってきて、これ実際的に運用するときに、これに沿ってるかどうかの判断というのは、現場的には校長がしていくということになるんですか。

○國岡教育人材開発課長

するんですけども、2項については、ほとんどあり得ないんじゃないかなあと思うんです。たとえば、いじめで事案が発生したとしても、瞬間的には増えることがあるかもしれませんが、長期的には減らさなくてはいけないというか、計画的にやって、たとえば勤務時間を調整することによって、時間外は生じないようにしなくちゃいけないので、ほぼ起こらないんじゃないかと。

○中島委員

じゃあ、基本的には、2条の1項のほうをチェックしていけばいいんじゃないかという考えですか。

○國岡教育人材開発課長

はい。

○足羽教育次長

一部の教員に、担任が全部負ってしまえば、こんな第2項のようなことも起こり得る可能性はありますので、そうならないような適切な責任分担や業務分担をきちんと学校管理運営のほうとして、組織的に対応するというのも、一つ大きな対応策かなというふうに思います。

○鱸委員

私も心配するのは、こういう制限加えるときのコンプライアンスをどういうふうに評価して、どういう対応をとるかだと思うんですが、民間の安全衛生法の場合だと、はっきりした罰則があります。それぞれの企業がそれぞれの状況によって罰金を払わなくてはいけないということがあるんだけど。まずは、これは時間外の評価というのは、やっぱりその学校の事務サイドでやるわけですか。事務の中で、けっきょく勤怠の入るときを見て、あるいは自己申告ですか。

○國岡教育人材開発課長

今県立学校では勤怠管理システムというのが入ってまして、入退庁の時間は、ICカードを使って記録できます。ただ、今回の時間外を把握する方法は、入退庁の時間の中で自己申告となります。自己申告なんですけども、入退庁の時間と申告した時間とを一致するように齟齬がないようにするというのも管理職の一つの監督する業務です。

○鱸委員

それを徹底しようと思ったら、ほんとに細かくチェックしないと、そのチェックした中で、おそらく事務サイドがそれぞれの先生に「こういうところが登録されていない」とか、「こういうところが出てない」とか、「あなたの部署はこんなにオーバーしてるよ」という努力目標を設定して、やった結果が一つの改善につながるんだろうと思うんですが、そ



の辺のところをもう少し規定の中で、ガイドラインにしてもそういうものはまたできてくるんですかねえ。そういうコンプライアンスに向けての評価なり指導なり、あるいは改善方法とか、そういうことは。

○國岡教育人材開発課長

それは、私たちがやらなくてはいけない業務だと思っております。

○鱸委員

そこが一番大事なあとと思うんですよね。県が時間外というものと、勤怠の時間の中で、実際にどういう時間に使ったんだということまで、やっぱりきちっとした結果改善されてくるといふ、影山さんがおられるけれども、総合療育センターに丁度それが入ったときに、非常に多くの事務量が割かれたという事実があるので、そこをちゃんとしようとするれば、けっこう負担になるので、そこは効率的にいい方法を考えないといけない。学校という業務は特殊な業務だと思うので、そのために給得法というのが設けられているんだと思うので、学校のコンプライアンス独自の改善につながるようなシステムを今後つくっていかないといけないかなとは思っています。そこが一番大事じゃないかな。それからやっぱり超えた人に対して、どういう指導をしていくか、健康面も含めて。産業医とのやり取りの確認というのをしっかりそれぞれの学校でしていかないといけないかなと思います。産業医との問題もけっこうあるんじゃないかと思うんです。

○國岡教育人材開発課長

産業医とは今、80時間以上は行政でやっていますし、そういった連携はとれているのではないかなと思いますし、実は報告事項キのほうで、今年度の改善プランの成果と課題というのはまとめてあるんですけども、これだけじゃなかなか結果はまだ出てきていないので、より具体的に進める必要があるとは考えています。

○佐伯委員

職員の意識を変革していかないと、時間の使い方といいますか、たとえば、これは自己研鑽で自分たちのアイディアを出し合うときだということ、これまでは時間をいくら使ってもいいから、いいものつくろうみたいな感覚があったですけども、これからは、「今はこれはみんなでワーキングを一緒にやる時間だよ。あとは自分の時間だね」とかいうのにしないと、たぶん自己申告で、まちまちになってきて、きちっと意識して自己管理しながら計上する人と、おおざっぱな人もあると思うし、結果的にそんなに変わらないんだったらと、だんだんおおざっぱになっていくのかもしれませんが、なじんでいくのにちょっと時間がかかるのかなと思いますけど。

○國岡教育人材開発課長

一昨年までは、入退庁の時間と、実際に申告した時間との乖離時間が1時間あるかないかというのをすべてうちの課でチェックして、学校に伝えていて、あまりにもちょっと負担が大きかったので、やめてたんですけども、1月には再度同じことをやりました。「こ

ういう状況ですので、各学校ではちゃんとやってほしい」と依頼しておりますし、この制度が始まる4月も、同じことを一度やってみようと思っています。乖離がでないように。

○佐伯委員

それって今度義務の小中となったときに、それぞれの学校でチェックされるんですかねえ。

○國岡教育人材開発課長

学校によって状況がまちまちというか、それがきちんと出来ている学校と出来てない学校とがありまして。

○佐伯委員

それをすることによって、担当者の業務が増えますよね。そこが大変だと思いますけどね。教職員の多い学校ほど。

○足羽教育次長

厳密にやろうとすればするほど、別の時間が生まれることは確かで、どこまで今おっしゃったように厳密にやるべきとは、もちろん思ってますけれども、入退庁の中から、おっしゃった自己研鑽を除くというこの辺りが自己申告になっていきますので、そこはおっしゃった教員に「こういう制度になって、働き方が変わる、変えなきゃいけない」という意識をよりしっかり一人一人に持っていただくことは継続して進めていかなきゃいけない。制度的に、かちっと、もうこうだというのはなかなか難しいのが実態かなあと思っておりますので。でも、条例、規則、方針と、罰則規定はないものの、ほんとに今大きな教員の働き方の変革期だということをしっかり発信はしていきたいなあと思います。併せて、ここには部活動等も全部入ってきますので、部活動も大きな変革だということで、これまでのような生徒のためならなんでもOKということでは、もう、いけないということをしかりと打ち出していかざるを得ないなあというふうに思っております。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○中島委員

今のお話だと、具体的に帰る時間というのはシステムの把握ができる。で、残業している時間は自己申告になる。じゃあ、たとえば、6時に帰ったんだけど、5時までは業務であり、5時から6時は自己研鑽みたいなケースもあるということですか。

○足羽教育次長

ありますね。5時までは定刻の勤務です。そこから6時までの1時間は時間外業務をしたのか、自分が自分を高めるための研鑽に使ったのか、それならばそれは申告しないので、それは0。学校の分掌の業務の仕事があって、生徒指導という業務が6時までだったら、

1時間カウントというふうに。

○中島委員

それはそうすると、どうやっても本人の認識によるので、システム的に単純にコンピュータで集計するというわけにはいかない部分が出てくるということですか。

○足羽教育次長

ですから帰らずに読書をしていました、というようなケースなら、これは業務じゃなかろう。でも、その本が子どもたちの育ちだと考えるだとかいうような本だったらどうかと、この辺の判断は非常に難しいですね。

○中島委員

なんでそんな話をお聞きしているかというところ、さっき時間の使い方というのを最終的に校長にどうやって伝えるかというところで、課のほうで業務をしなければいけなかったというお話があったじゃないですか。今はコンピュータでぱっと出るという状況ではないということですよ。今の状態というのは。そうすると、たとえば自分で8時に出たのは出ただけけれども、業務は7時まででしたとか、7時半まで業務でしたとかということ、自分で今は入れることにはなっていないということですか。

○足羽次長

それは、なっている。

○中島委員

なってるんだったら、あとはシステムを書き換えるだけで分かるんじゃないですか。

○足羽教育次長

システムを書き換えるというのは。

○中島委員

退庁時間と実際の業務をしている時間との間の乖離ということについて、課のほうで仕事をされたと、さっきそれを把握するための仕事をされた、とおっしゃったじゃないですか。そこにどれぐらいの乖離があるかということはシステムで自動的に把握できるかたちにすることができるんじゃないかなと思ったんですけど。

○足羽教育次長

そのシステム改修には何千万ということ。

○國岡教育人材開発課長

この間できるようになったと。乖離の時間が何時間かということではできるようになったと思います。

○中島委員

であれば、校長がそのデータをぱっと引っ張り出せるようにしておけば、「先生、ちょっとこうしたほうがいいんじゃないの」という話は、現状でも校長はできるということですか。そうですか。だったら、それをうまく使ってくださいということですよ。

○國岡教育人材開発課長

はい、このあいだ出来るようになりました。

○山本教育長

そのほか、いかがですか。それでは、議案第9号につきましても、原案のとおり決定をいたしたいと思います。

**【議案第10号】** 鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について

○山本教育長

続きまして、議案第10号について、説明をしてください。

○影山人権教育課長

人権教育課の影山です。議案第10号、鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めるものでございます。別紙をご覧ください。改正内容といたしましては、高校・大学の育英奨学資金及び定時制通信制高校の修学奨励資金につきまして、その返還をする際に納期限までに返還されず、滞納が発生した場合の延滞金を定めておりますが、この度その延滞金の金額を改正して、令和2年4月から施行しようとするものでございます。まず改正規則第1条の育英奨学資金の改正について、新旧対照表の改正前の欄をご覧くださいますと、下線を引いておりますが、現行の延滞金の金額は滞納している額につきまして、六月について5%の割合を乗じて得た額としております。これをこの度の改正では、延滞している額に民法で定める法定金利、これが令和2年4月からは3%になりますが、その金利を乗じて得た額に改正しようとするものであります。その14条の条文には、延滞金の額の記述は削除されておりますが、本来であれば民法で定める法定金利を乗じて得た額と書きたいところでございますが、私的な債権につきましては、特別な利率を定めないのであれば、当然に民法の法適用になるということで、あえて書く必要はないということで、延滞金の額の規定を削除しております。これも県の法制上のルールでそうしているということでございます。更に、今回なぜ今の時期に延滞金の額の規定を改正するかということにつきましては、民法のほうで金利が現行では5%ですが、改正によりまして、令和2年4月から3%になるため、全体として金利が下がっている中で、六月5%というのは高過ぎるのではないかということで、この際民法の法定金利に合わせる改正を行うものでございます。

第2条の高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金につきましては、改正前の延滞金の金利は年10.95%と定めており、定時制通信制の延滞金の額についても同様の改正を行い、延滞金の額の規定を改正後は削除しておりますが、延滞額に民法の法定金利の3%を乗じた額に改正しようとするものでございます。また、附則で、施行日につきましては、令和2年4月1日としており、施行日以前に生じた延滞金については、施行前の規定を適用する旨定めております。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。

周知するときに、今の説明みたいなことをしないと、延滞金が要らないというふうに理解されてしまうと。

○影山人権教育課長

募集要項には、きちんと延滞金については3%と書きますし、督促状についても延滞金のパーセントは明記することにしてあります。

○山本教育長

では、特にならぬようにございますので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

【議案第11号】 みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）について

○山本教育長

続きまして、議案第11号につきまして、説明してください。

○片山教育総務課長

教育総務課です。みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）についてであります。平成27年に現行計画ができておまして、計画期間が今年度末で終了いたします。これをまた令和6年度末までの計画として新たに策定するものでございます。1頁をご覧くださいますと、見直し方針案として、知事部局等々の状況も勘案して、ここに○を付けて掲げている内容について見直しを行うものでございます。アンダーラインをしておりますけれども、男性職員の育児休業取得率、これが平成30年度2.5%という実態であります。これを今15%の目標としております。2.5%の実態であるのに、この15%を30%に引き上げようと目標としてはとしますのであります。これの考え方でありまして、育児休業取得時期がきた目安をお示しして、今どうしても育児休業という、1カ月、1年というイメージで、なかなか休めないというところがあるものですが、休暇の制度がありまして、そういったものをまず必ず取ろうねというのを推奨していく。それに加えて、育児休業も短期間でもいいから合わせて取ってほしいというような、柔軟な取り方ができるように改正してほしいというもので

ございます。

これにつきまして次にありますように、人事担当課による積極的な関与。対象職員を把握した場合に所属長に対して働きかけを行って取得してもらうとか、あるいはその次にありますとおり、取得ケースの作成など、出産はある程度時期が分かりますので、その時期を目指した事務分担の見直しでありますとか、そういったことを働きかけていくということで、条件を整えていこうと考えております。また短期間であっても人的応援体制ができるような仕組みも、この期間内に考えていきたいということでございます。

2頁の一番上に国の動行といいますか、昨年末国家公務員の方針が作成されて、男性職員も1カ月以上の休暇・休業取っ払いというところでございます。知事部局のほうでは、まだ最終結論はいただいておりませんが、現行15%の目標を一気に70%まで引き上げようというようなことでございます。それから県警のほうは、ちょっとニュースにもなりましたが、令和元年度においては、暫定ではありますが、6割の男性職員の方が期間を数日間というのを含めたところではあっても、取得しておられるというようなことでございましたので、こういった取組の動行も参考にしながら、できることをやっていこうということで、新たな計画を定めようとするものであります。全文につきましては更にめくっていただきまして、1頁から掲げております。以上です。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんは、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○鱸委員

効率的にその業務を調整しても、なかなか一人役が休まれると、周りのスタッフの業務がきつくなると思うんです。育休代替職員確保というのは一番埋め合わせになるかなという気はするんですが、これは具体的にはどういう立場で、どういうかたちで育休代替を採用するんですか。その期間、通常育休代替ですから、たとえば、その人が1カ月休むということになれば、そのところの代替として、リストに何人が残していくというかたちでやっていくんだろうというイメージがあるんですが、その代替をする人材というのは集まるんですか。どうですか。

○片山教育総務課長

事務局のほうでありましたら、普通は予算等の枠を持っておりまして、短期での募集ということも随時できますし、あと会計年度任用職員の試験をずっと知事部局はまとめてやっていますので、合格者のリストがございまして、そこから採用していくことができます。

○鱸委員

先生が休まれるときは。

○國岡教育人材開発課長

教員の場合は、講師登録する制度はあります。ありますが今このご時世でして、ほぼ使いきっている状態ですので、登録はしてあっても正直申しますと、今4月からもう全部埋まらないかもしれないような状況ですので、年度中途の代員確保というのは非常に厳しい状況にあります。が、常勤としてではなく、たとえば非常勤でお願いするとかのかたちで、なんとか確保は努力していきたいとは思っています。

○鱸委員

見通しはあるわけですか。

○國岡教育人材開発課長

あるとはちょっと言えないですけど。

○鱸委員

だから、これ難しいと思うんですね。働くサイドからすると、この期間はここで働く。だけどその次につなぐという職場ということのをいろいろと考えると、なかなかその代替期間というのが影響してくるし、そういうことをうまく調整していくというのは、看護師さんの育休代替というところでは非常に苦労しました。そういう点を踏まえると、先生方の特別な職場なので、言葉じゃこう書くけど、実際に代替を供給していくのはけっこう難しいなということで、そこは難しいけど、いろんな考え方の中で、先生方が休みを取ったときの対応を考えていかないと、一つだけの準備だけでは、なかなか難しいかなという感じはしますね。4月から始まるわけで、その辺のところをしっかりと検討することは必要かなと思います。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○中島委員

すみません。私は根本的に分かってなくて、この育休の定義というのは、なにが育休になるんですか。

○片山教育総務課長

育児休業というのは、有給休暇ではなくて無給になります。所得の手当は共済等の制度で、3分の2とか半分とかですが、無給の休みで休業といっています。そのほかに、あるのが特別休暇ということで、これは有給です。3日間とか5日間とかが有給としてございます。

○中島委員

私の体験でいうと、おそらくスポットで参観日があるとか、子どもの学校行事があるとか、幼稚園の行事があるとかという部分と、あとは日々の家事分担という部分で、どういうふうに時間を融通していくかみたいなことでいうと、スポットで動けたほうがいい日と

いうのも確かにあって、でも、それはスポットだから、年に数日のことで、やっぱり実行性をあらしめる家事分担を均等にやっていくというようなことでいうと、日々の時間の使い方ということのほうが大事なんじゃないかなと思うんですけど、これは、たとえば早く帰るみたいなことも、この対象になるということなんですか。

○片山教育総務課長

これはあくまでも育児休業ですので、短時間で帰るなどは厳密には入っていませんが、委員が言われるような、そういう時間の使い方、育児短時間勤務とかありますので、そういった制度も取ってもらっていいと思います。これは、育児休業ということで掲げていますけれども、そういった多様な制度がありますよ、ぜひ使ってくださいというのも当然、進めていくべきだろうと思っています。それ自体も男性のほうはなかなか取得がないです。

○國岡教育人材開発課長

今、育児短時間勤務という勤務時間の最初と最後を調整して帰れたりする制度もあり得ますけれども、そういう方については、一人いたら一人代員を貼ったりといったことも今制度的にはできるようになっています。早く帰られたりすると担任が持てないとかいう懸念があるので、最初はそこを非常勤で補おうとしていたんですけども、今は丸々一人付けることで、担任も持てるようにとかいうような配慮も制度としてやっています。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。それでは特にご異論はないようですので、議案第11号は、原案のとおり決定といたします。

【議案第12号】 鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画について

○山本教育長

続きまして、議案第12号について、説明をしてください。

○片山教育総務課長

本案は、教育委員会の障がい者活躍推進計画についてということでございます。これは新たに、法律で各任命権者ごとに策定することが求められているものでありまして、教育委員会も令和2年から5カ年の計画を作成するものでございます。国が示してきたひな形に沿って教育委員会の場合は作っておりますので、法律の内容そのままになっています。計画期間は5年間。何度も説明して参りましたが、昨年の6月1日時点で雇用率2.16%ということで法定雇用率を割っています。これは、令和6年6月1日時点では2.5%を目指すということで目標としております。なお、現状の2.4%の法定雇用率を満たすために、令和2年には、ワークセンターの拡充でありますとか、正職員の採用でありますとかといったところで、まずは今の2.4%をクリアしようということで取り組んでいるところでございます。



その下のほうで、体制整備、組織面、人材面とかありますが、これは法定で決まっております推進者でありますとか、相談員でありますとか、こういったものを指定していただくということでございますし、相談窓口等も、合わせて担当が兼ねるということで考えているところでございます。

それから2頁のほうで、職場環境のところ、ハード面、ソフト面での環境整備、これをしていくということが必要になって参りますし、その際は障がい当事者の要望を踏まえてやっていく。課長の負担にならない範囲で推進することにしております。それから、募集・採用のところでは、障がい者の特別枠を、教員採用試験でも設けて積時的に行うとか、あるいは三つのことで以下の取り扱いを行わないということで、特定の障がいを排除し、あるいは特定の障がいに限定したというような内容では募集は国からも、だめだよということで指導は受けていますので、そのとおりに載せております。ただ、どうしても職種によって必要な議論とかあると思います。たとえば、盲学校で点字ができる人とか、聾学校で手話ができる人とか、そういったケースはあろうかと思っておりますので、そうなるかと事実上、障がい種や採用される方が決まっていくということはあるかもしれませんが、基本的には3障がいの区別は行わないということで、今後の募集をかけていくこととなります。

そのほか、働き方のところでは、小休止、これはずっと3時間なら3時間、4時間なら4時間集中してやるのはなかなか難しいけれども、1時間ずつだったら、じっくりと一つの作業を集中してできるといったような方もいらっしゃる、そういう障がいの特性に応じた働き方というのも弾力的に考えていくというようなことでございますし、あとは、本人の能力や希望に応じたステップアップの仕組みも考えていくということにしております。

当面、新たな制度ということで、国のひな形どおりの計画にしておりますが、冒頭の一番上に書いてありますように、計画期間内にも、必要に応じた見直しを行うとしておりますので、また現場との意見交換等を通じまして、必要な見直しを行っていきたいというふうに考えているものでございます。以上です。

○山本教育長

では、質問ご意見等、ございましたらお願いいたします。

○鱸委員

こういうふうに就労機会を広げるということは、非常にありがたいことなんですけど、一番問題はそれぞれの特性を持っている労働者に対しての業務継続というところが、非常に問題になります。障がい者というのは、たとえば肢体障がいがあるけれども、それに必ずある程度は情緒面とかの特性を持っている。そういうことがあるので、相談相手とか、あるいは業務のジョブコーチみたいな、そういう相談というものを必ず必要であって、そのフォローアップするチームが必要になってくるケースもあるので、実際現在でも県庁の中で、知的障がいの方もおそらく働かれていると思うんですけども、そういう準備はある程度出来ているんでしょうか。

○片山教育総務課長

とくに知的なワークセンターとかの場合には、必ず障がいのある方二人に、一人の支援員を配置するようにしていますし、それから、いわゆる、なかぼつセンターにバックアップをお願いしているところです。

○山本教育長

ほかに、いかがでしょうか。

○中島委員

常に、障がいのある方の雇用の問題って、国からの数値目標との関係の中で議論されるじゃないですか。いわゆる手帳を持っている人というのが、6. 何パーセント・7パーセント前後いらっしゃるという状況の中でいうと、その数値にできるだけ近づけていくというのが、一つの目安にはなるのかなと思うんですね。なにが正しいということはないんだけど、そうすると現状の中で現場に障がいのある人の率というのが、たとえば5というのを究極的な目標としてみようといったときに、現状2. 5とかというのがアップアップしているということである、本質的に何が問題なんですかねえ。

○山本教育長

教育委員会の場合は、既に教員という組織が入って、事務的な仕事だとかということだけではなくて、教えるという仕事があって、そこには免許というのが必要となると、さっき言われたパーセンテージは全体の中のパーセンテージですので、教員の免許を持っている人の中、障がい者手帳を持った人がどれだけいるかということを考えると、随分低い率になります。その中でそういう人を採用していく必要は我々にということで、今大学の養成課程で、もう少し障がいのある方も養成もしていただくような、そんな工夫もぜひお願いしたいということで、そこが一番ネックになる。

○中島委員

そうですね。そこで一番最後のページの募集・採用というところでの、そもそも語りかけられる対象者が少ないというところがありますよね。だから、ひとえに教育委員会だけの課題ではなくて、もう少し広範囲に問題を共有していきたいということもありますよね。

○片山教育総務課長

教員のところはそういうところはあるんですけども、実は事務局だけで見ますと、もう5パーセントはクリアしてしまして。だから、それは表には出ないんですけども、事務局の行政部門という感じで考えてもらえればそれなりの率になっていると。

○中島委員

ああそうですか。そうすると、おっしゃるとおり難しさもあるけれども、でも我々が再三議論しているとおり、やっぱり現場に障がいのある人に入ってもらおうということの教育的な価値というのはすごく大きいじゃないかということですよ。そうするとやっぱり障がいのある人に、現在の障がいのある小・中・高校生に教員資格を別に「障がいがあっ

たってなんぼでも取れるんだよ」というアピールをどうしていくかということが、かなり重要な課題になってくるのかなと思いますよね。本県の教育の特徴として、障がいのある人がどんどん先生になってるんだというようなことが語れるようになると、すごくいいんじゃないかなと思うんですよね。

○足羽教育次長

そういう意味で、これまでの採用試験にも障がい者枠というものを全体の採用数の中の一部として入れておりましたが、なかなか現実にはなれない。だから向かわない、取らないというふうなことがありましたので、枠は外出しにして、障がい者の方から何名というふうなかたちにすれば、数はたしかに何十名とかというわけにはなりません、確保していく道があるというようなことを。とくに時間はかかりますけれど、今全体を含めた教員への志望者をなんとか増やしたい。種まきをしている中にそうしたことも発信の一つとして、障がいがあっても、その道はあるよということを伝えていくということで、こうした学ぶ学環づくりというのを進めていけたらなあというふうに思います。

○鱸委員

ちょっと基本的なことですけど、ここでいう障がい者というのは、なんらかの手帳とか、そういうものを持っている方ですね。だから、特別支援学級とか、そういうところで一般の高校を卒業して教師になった方は含まれないですよ。手帳のある方の就労ですね。こういうのは、特別支援学校の就労関係の情報として、特別支援学校の担当の方も、こういうふうに県が考えているというようなことは、特別支援教育課としては常に連携を取っているんですか。

○山本特別支援教育課長

はい、そういうのがあれば、卒業生などにケアさせてもらってらっておりますし、米子養護学校とかにも今回またワークセンターを大きくしていただいて、たくさん雇用していただけるものと思っております。

○山本教育長

ほかに、いかがですか。

○若原委員

障がいのある方で、毎年、教員免許を取得する人がどれぐらい居るかという、そういうデータはありますか。県だけではなくて、もちろん全国の。

○足羽教育次長

免許取得の方が何人居るかはもちろん調べられますけれど、その方が障がい者手帳をお持ちなのかどうかまではそこでは分かりませんので。

○佐伯委員

大学の学生さん募集するところとか、そういうところというの、段々意識が変わってきていて、障がいのある方の門戸を広めているという傾向はあるんですか。

○足羽教育次長

今のところ、そこまではないので、うちのほうから島根大学さんに、そういう要請もしております。

○山本特別支援教育課長

特別支援のほうも特に発達障がいのお子さんが増えていますので、そういうセンターをつくられて、相談窓口をつくられて、いろいろな支援はされているところが増えています。

○佐伯委員

教科によっては、美術の先生とか、音楽の先生とか、特別採用の方が沢山いらっしゃいますので、そういう方は自分の障がいを理解しながら、社会に出てくださって、子どもたちの前に立ってくだされば、子どもたちにとってもすごく励みにはなるし、そういう要素はいいなと思うんですけども。あと、私の知っている範囲では、教職に立っておられたけれども、病気とかいろんなことで障がいが自分の中にできたけれども前向きに教職を続けていらっしゃる方がおられて、それはすごく周りの同僚とか、それから生徒にとっては、生き方について考えるいいモデルになって、今でもその方働いていらっしゃいます。高校生なんかでも途中で急に障がいが出たりする方もあったりするので、そういうところからまた前向きに生きる、いろんな生き方があるので、そういうことはとてもいいことだから、キャリア教育の中でもそういうことも、やっぱり高校生なんかにも広げていけたらいいかなあと思います。

○中島委員

個別の事例を拾ってアピールしていくということも、うまくするということが大事かもしれないですね。こういう方が、こういう場所で、こういうふうに働いてますというようなことをうまく出していくとか。この人おもしろいから、なんか学校現場で生かせないかと考えてみるとか。

○佐伯委員

芸術関係とか、堪能な方がおられて、そういう肢体不自由の方が学校に入ってくださいすると、いいかなあと個人的には思ったりするんですけどね。

○中島委員

たとえば、ご存じの伊谷君とか、ああいう人とかが学校で、自分は0から音楽を勉強したんだけど、こんなふう作曲できますよとかという話をちょっとでもしてくれたりすると、「へえ」ということになるかもしれないし。

○山本教育長

コメントはありますか。

○足羽教育次長

個別事例、個人情報というか、プライベートな部分もありますけれども、でも前向きに活躍されている方はあるということ、先程申しあげた教員を志望していく道筋というふうな部分においても、共生社会、共存共生というような視点で頑張っていらっしゃる方があられる。これは障がいのある方にとってはもちろんですけど、そうじゃない生徒たちにとっても、非常に効果・影響が大きいと思いますので、なんとかそうした道筋が付けられるように発信の仕方を考えていきたいと。

○中島委員

いろいろ柔軟に挑戦を。

○若原委員

養護学校、盲・聾学校で、教員志望者を増やすような、教員になりたい人をもっと増やす働きかけをするということも必要かなあと。

○山本教育長

そのほか、いかがですか。取組を計画に書いてあるものを、より実行性あるものに詰めて取り組んでいくということで、議案第12号につきましては、原案のとおり決定としたいと思います。

【議案第13号】 鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について

○山本教育長

続きまして、議案第13号につきまして、説明してください。

○國岡教育人材開発課長

教育人材開発課です。鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について、別紙のとおり議決を求めます。この資料の後の1枚ものを見ていただきますと、平成28年に教育公務員特例法が改正されまして、校長及び教員としての資質に関する指標というものを定めなくてはいけなくなりました。中央の枠の中に県立学校の常勤職員ということで、校長以下の職名が書いてありますけれども、この表でいきますと、赤い枠が囲ってあるところ、栄養教諭がありますけれども、栄養教諭以上の部分がこの表に基づいた指標ということで策定しなくてはいけない部分となります。平成29年度に校長と副校長・教頭・教諭については作成をいたしました。平成30年度に養護教諭は作成をいたしまして、あと義務として残っているのが栄養教諭以上の指標となります。ただ、栄養教諭と学校栄養職員というのは、職務というのは非常に似ておまして、栄養職員が昇任して栄養教諭になるケースが本県ではほとんどですので、この度、栄養教諭と学校栄養職員の指標を作

成いたしたところです。同じ赤の枠で事務長・事務次長・事務主事がありますけれども、今年度これも作成する予定でしたが、ワーキンググループ等の中でも検討したところ、ちょっと内容がまだ整理されていないということで、ここについては次年度持ち越しにしたいと思います。

では、議案のほうに戻りまして、A3の大きなカラーのものをご覧いただきますと、まず上のステージですけれども、これは教員と同じでキャリアスタート期から始まりまして、育成期、向上期、充実期ということで三つのステージとその前のキャリアスタート期ということで分けております。縦のほうの項目ですけれども、ピンクと青と緑とありますけれども、これは教員と同じような項目にしております。教員の場合でいきますと、食に関する指導が教科指導、真ん中の青い部分が教員でしたら生徒指導、一番下の緑についてはこれは同じで、学校運営、教職員連携ということで、ほぼ教員と同じようなフレームにしております。これは昨年度検討して、けっきょく1年持ち越しになった分なんですけれども、昨年度課題になったのは、栄養教諭と学校栄養職員の職の違いが分かりにくいということが課題でした。一番上の食に関する事項のところを見ていただきますと、栄養教諭と学校栄養職員を分けてあります。今回去年と比較して修正しましたのは、たとえば、1年から5年目の育成期の中の栄養教諭の欄でいいますと、一番最後の「給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組んでいる」というのが栄養教諭としての職務になっております。同じ縦の欄で学校栄養職員の欄を見ていただきますと、「給食の時間及び教科等における食に関する指導に努めている」ということで、その違いは、栄養教諭というのは指導に取り組んでいる。学校栄養職員というのは、食に関する指導に努めているということで、やらなければいけないことと、努めているということで、表現を分けております。同じようなトーンで、ほかの列についても仕分けをしているところです。また、評価育成制度を1年前に改正しまして、その中で職務についても、それぞれの職務を規定していますので、それが1年間経ってある程度学校のほうにも理解されたかなあというところで、このような表現で栄養教諭と学校栄養職員の職務の違いというのは、学校にも分かるのではないかとということで改正をいたしました。

そのほか、幾つかあったんですけど、たとえば校内で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携まで図れるかという表現が当然入っていたので、そういうところにも疑義が生じたんですけども、ここがそこまで必要ないのかなということで、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーとの連携というのは外し対応しております。そういったところを修正はしておりますが、今回栄養教諭と学校栄養職員についての指標をこのようなかたちで提案をしたいと思います。以上でございます。

○山本教育長

では、ご質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○國岡教育人材開発課長

赤文字は専門性に関わる部分です。教員の部分は元々つくってございまして、それを専門性の部分は赤で置き換えております。

○佐伯委員

栄養教諭と栄養職員の違いがあるというのは、この食に関する指導の部分だけで、あとは同じなんですね。

○國岡教育人材開発課長

同じです。指導をするということでの違いです。

○足羽教育次長

学校栄養職員と栄養教諭は、栄養職員から栄養教諭にというかたちになっていますので、業務がどこでどう違うのやら、どこまでするべきなのかというところの線引きが難しい部分。でも、職務としては、先程國岡課長が説明しましたが、栄養教諭は職に関する指導は義務である。栄養職員のほうはいわば努力義務で、指導しないわけでもない。けれど、しなければならぬというわけでもない。そういう立場で関わっていただいているというのが現実なので、その辺が明確な線引きというわけにはなりません、そういう表現で、それからそういう方向性で整理をしたところです。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。何度かご議論いただき、協議会でも質問いただいて。

○足羽次長

それこそ、栄養教諭、栄養職員の方にも随分もんでいただいて、こういう具合の整理ならばということで了解いただいております。事務局内の一方的な思い込みだけではなく現場の声を1年かけてしっかり拾って、それを協議会で、それぞれのお立場からも見ていただいて、丁度今回議案として提出させていただきました。

○中島委員

栄養教諭の役割というのは、法律かなにかで規定されているんですか。

○國岡教育人材開発課長

規定はされておりますが、そこを読んでも栄養職員との明確ではないんです。食に関する指導というのは、今までも学校栄養職員というのはやってきていまして、むしろ、やり過ぎていたのかなあと。栄養教諭という制度ができたのは平成20年辺りでして、それまでもずっと学校栄養職員は食に関する指導をやっていたんです。新たに食に関する指導を充実させなければならないということで、栄養教諭という制度ができたんですけども、実はそれまでも学校栄養職員はやってきていたという経緯があるので、その線引きがなかなかやりにくいというのが現実です。

○中島委員

今これに加えたほうがいいとかという話じゃないんですけど、別のことでいうと、たとえば、文化としての食育という部分があるじゃないですか。いわゆる「和食」みたいなこ

ととか、そういうこととあって、もちろん今までは各家庭でということだったんですけど、それがなかなか必ずしも継承されないみたいなこととかも、全体の状況としてはある中で、それを学校教育でカバーするのかどうかという議論はあると思うんですけど、そういうことまでカバーするというのは考えたほうがいいんですかねえ。

○足羽教育次長

給食管理のところですね。青の欄の一番右側のところに、食生活や食文化継承に関する啓発を行っている。栄養部分だけではない、そうした食文化というようなことも当然職務の一つである。

○佐伯委員

私の知っている栄養教諭とか栄養職員さんって、今の給食は単独校は少なく、センター方式みたいになってきて、複数校カバーして、その方が回って見られていて、ある一定の地域みたいなところの食生活に関する部分の保護者対応やら、児童生徒さんの食に関する指導をされるんですよ。これを見ると割と、学校長とかもあり、もちろんその方の所属する学校というのはもちろん決まっていますので、その学校への関わりというのはあるし、評価育成の観点からいけば、校長先生とか評価されていくとは思いますが。でも活躍する部分からいったら、けっこう広い範囲のところにもまたがって活動していらっしゃるんじゃないかなという認識は持っていたんですが、東部のほうはそうではないんですか。

○國岡教育人材開発課長

おっしゃるとおりで、なかなか実際の勤務は学校ではない方がほとんどなので、学校との連携が十分図られてないとか、校長として監督がなかなかやりにくいという現状は課題としてあります。

○佐伯委員

実質勤務しておられる、籍がある学校長やその学校へのいろんな関わりというのはけっこう密かもしれないけれども、それはほんとのところはそこだけではなくて、やっぱりカバーしている全域というか、町とか市の単位にまたがって、それぞれの栄養教諭や学校栄養職員さんが力を発揮していただくというのが、ほんとのあるべき姿なんだろうなと思っているんですけどね。

○足羽教育次長

全校にどちらかを配置できればいいんですけども、19市町村にそれぞれ一人ずつというふうにしてきましたので、栄養教諭を鳥取・米子の大規模校に配置増ということで、今動いていきますし、なるべく1校だけの指導です、にならないようなやっぱり他の学校への異動ということもしていただける。その関わりというのは持っていただけるような私たちは、なんか作りたいなと思います。

○佐伯委員



食に関するところは、すごく問題が大きくなってきているというか、子どもたちの食の様子を見てみると、いろんな家庭の背景があるので、家庭にお願いしないといけないことはお願いしなければいけないけれど、なかなかそこで出来ない部分もあるので、給食とか給食じゃない学活なんかの時間もとおして、自分の食について自分で考えたりとか、中学生・高校生になったとき、自分で食を選択して、健康を考えながら大切な自分の体をつくっていくための食事というのは考えられるようにしていくというのは、とても大事なことなんだろうと思いますねえ。その基礎をつくっていただく部分がとても大きいので、これはとてもいいものが出来たなと思うんですけど。栄養教諭の方、栄養職員の方が、これを参考にしながら自分たちがどういうふうにして関わっていったらいいのかということをはっきり分かるんじゃないかなと思うんですけどね。

○足羽教育次長

教員のほうもそうですけど、紙ベースで置いてあるだけではいけませんので、自分が今どういう段階なんだろう。どのように次はレベルアップするかということで活かされてこそ、このシートの意味が生きてくると思いますので、センターでの研修や現場などで、なるべくこうした意識が高まるように努めて参ります。

○山本教育長

ほかに、いかがですか。よろしいですか。それでは、議案第13号につきましては、原案のとおり決定いたしたいと思います。

【議案第14号】 現業職員の給与に関する規則の一部改正について

○山本教育長

議案の最後になります。議案第14号について説明してください。

○國岡教育人材開発課長

教育人材開発課です。現業職員の給与に関する規則の一部改正について別紙のとおり議決を求めたいと思います。現業職員ですけれども、労基法の適用になるため、一般職員の私たちは給与条例の適用になるんですけど、別に労働協約を結ぶなり、それに基づく現業職員の給与に関する規則というのを定めなければいけません。この度ある学校の人事の話にはなるんですけども、自動車整備士の方が退職されますが、引き続きその学校で自動車整備士として任用していく必要があると考えております。ただ、自動車整備士として任用するために再任用になるに当たって、通常再任用の場合は、2級に落とすんですけども、この度引き続き同じ業務をしていただきたいということで、引き続き3級に任用したいと考えております。ただ、給与に関する規則を見ますと、一番最後のページなんですけども、3級の再任用職員の欄が空欄となっております。改正前のところに給与が規定されておりましたので、この度3級に任用したいということで、この3級に額を入れるものです。そうした趣旨の一部改正となります。この額については、既に労働協約のほうで規定

されておりまして、それがここに反映されていなかったということです。以上です。

○山本教育長

よろしゅうございますか。それでは、議案第14号につきましては、原案のとおり決定といたします。

## (2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項エからソについて、説明してください。なお、説明の際は、最初に所属名・職氏名を発言の上、お願いします。

### 【報告事項エ】 令和2年度「アクションプラン」について

○小谷教育総務課参事

報告事項エ、令和2年度「アクションプラン」について、ご報告します。鳥取県教育振興基本計画別冊3頁をご覧ください。1の(1)社会全体で取り組む教育の推進の重点施策、地域の教育力の向上というところの、①SDGsの理念である「持続可能な社会」の実現に向けて、主なものを説明させていただきます。1の①のところと、あとはめくっていただきまして、7頁、2の(5)ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実の重点施策の1番、小学校から高等学校を通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を有効活用するとともに、教員へのふるさとキャリア教育の研修を実施するなど、系統的なふるさとキャリア教育に取り組む。と記載しています。

続きまして9ページですが2の(7)確かな学力・学びに向かう力の育成の重点施策①番のところの二つ目の○にSDGsの理念である「持続可能な社会」の実現に向けた人材育成を目指しという文言を付けております。また②番の基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得の項目の一つ目の○の全国学力・学習状況調査で明らかとなった課題解決に向けて「鳥取県学力向上推進プラン」を策定し、戦略的、短期・中長期的な視点から学校への訪問指導や授業改善に取り組むなど、学校でのPDCAサイクルの確立を目指し、子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着を図る。ということを記載しております。

続きまして13頁になりますが、2の(9)社会の変革期に対応できる教育の推進の重点施策、技術革新・高度情報化に対応した人材の育成、ICT活用教育の推進のところの、一つ目の○AI等の発達した高度情報化社会を見据えた情報活用能力の育成を目指し、ICT活用教育の推進に取り組むとともに、Society 5.0時代を担う子どもたちのために、国の「GIGAスクール構想」の実現に向けて義務教育段階を含めた公立学校への機器の導入や、ICTを有効に活用する教職員の育成などにより分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指す。ということを記載しております。

続きまして15頁、3の(10)魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進の重点施策、①県立高校の魅力化特色化のところの2個目の○の2行目に、国際バカロレア教育の導入検討など全国からも注目されるような県立高等学校の魅力化や特色づくりに取り組む。というふうに記載しております。

続きまして17頁は、「次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成」のところの④働き方改革のところでは、教職員の働き方改革に関する「県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針の遵守に向けた取組を推進するとともに、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進する、と記載しております。

続きまして19頁、いじめ、不登校等に対する対応強化の重点施策、①のいじめ問題等への取組の三つ目の○、児童虐待については、令和元年度に策定した虐待対応マニュアルを活用し、学校における対応力の強化を図ることとしました。

続きまして20頁の多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築の重点施策②不登校、高校中退、義務教育未修了者等への多様な学びの場の提供のところの一つ目の○、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、としておりますし、二つ目の○のところには、中学校卒業時や高等学校等中退時に進路が決まっていない者について、保護者同意のもと、市町村と情報共有化を図り、学校教育からの切れ目のない支援が行き届く体制を構築する。ということを確認しております。主なものについては以上でございます。

#### 【報告事項オ】 懲戒処分等の指針の一部改正について

○片山教育総務課長

報告事項オ、懲戒処分等の指針の一部改正についてです。教育総務課の片山です。これにつきましては、児童生徒への猥褻な行為を行ったものについては免職とするということで、停職あるいは減給等の選択肢を無くすという改正内容が主なものでございます。裏面を見ていただきますと、本県の懲戒処分指針は、一般服務、職務遂行、公務外と概ねこういう一つに分けたところで猥褻行為が記載されておまして、まず一般服務が一番最初に出て参りますので、そここのところで猥褻行為の具体的な内容を規定するという。それから、3番で職務遂行関係、ここでアのところ。児童生徒に対し猥褻な行為を行った教職員は免職とする。右側の改正前を見ていただきますと、これまではセクハラと猥褻とを一本にして免職から戒告まであったんですが、ここはもう猥褻行為とセクハラを分けまして、猥褻行為については免職とすることに。これについては、文部科学省のほうからも、児童生徒に対する猥褻行為については免職一本でいけという指導が全国的にもなされているところでございます。そして、4番目の公務外については猥褻な行為等ということで加えておまして、右側のほうで、猥褻な行為の内容を書いておったのを一番上に定めましたので、ここは削って簡単にした内容でございます。以上です。

#### 【報告事項カ】 令和3年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項の骨子につ

いて

#### ○國岡教育人材開発課長

報告事項カ、鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の骨子について報告いたします。めくっていただきまして、現段階での教員採用試験における大きな課題点として、特別支援学校における新たな受験者、つまり新卒です。大学新卒の受験者が少ないという課題が大きくあります。それを受けまして、一番の主な変更点は、第一次選考試験において、特別支援学校教諭を小学校教諭と同様に関西会場でも試験を実施したいと考えております。また、特別支援学校も併願対象として大きく、ちょっとあとで説明しますが、加えたいと考えております。続いて次の○ですが、英語についても加点制度を拡充したいと考えております。そして、次の特別選考については、障がいのある方についての選考の拡充をしたいというふうに考えております。というのが概要でございます。

2番の日程ですが、4月28日から5月20日までとなります。試験日については(2)にあるとおりでございます。3番の受験資格ですが、これは昨年度からになります、年齢制限というのは設けておりません。4番の内容につきましては、大きな変更点はございません。

めくっていただきまして、(2)ですが、たとえば最初の行ですが、小学校教諭につきましては、小学校教諭をメインで志願する方の中学校教諭であるとか、特別支援学校教諭の併願も可能とするとしています。縦で見えていただきますと、特別支援学校教諭のところは全部新設が入っていますが、たとえば高校をメインで志願して、特別支援学校を併願できるということになります。特別支援学校教諭については、すべての校種を併願できることとなります。

(3)の加点対象の拡大ですが、まず最初が、小学校と特別支援学校教諭については、新設の部分が新しく加えたところですが、今までは準一級と二級程度だけに加点をしておりましたが、更に上の一級についても新たに枠として、25点加点枠を設けました。また、準二級につきましては、これは高校程度でも取れる資格でもあるんですけども、英語については重視していることをアピールする観点もありまして、新たに5点加点枠を新設いたします。あと、中学校と高校につきましても、一級については、25点枠を新設いたします。②の複数免許状所有者への加点についても、特別支援学校教諭というのは、基礎免としてなにか一つ、たとえば小学校の免許が必要ですが、加えて他の免許を持っておれば、二つ所有ということで、これについても加点をしたいと考えております。

5番の特別選考ですが、これは障がい者の関係で、(1)の障がい者を対象とした選考、従来は身体に障がいのある者を対象とした選考でしたが、それに精神障がい、そして知的障がいというものも加えることとしております。知的障がいと精神障がいをどう判断するのかというのは難しいところではあるんですけども、ただ、免許状取得というのが大前提ですので、出願するためには、その免許状を取得しているということで、一定レベルというのは担保できているだろうということを前提として、対応として加えております。

(6)ですが、社会人の実務経験者を対象とした採用ですが、現在の制度では、リーマンショック以降の者を、ほぼ対象にした制度だったんですけども、これを平成18年度以降ということにしまして、これでしたら氷河期世代と呼ばれる時期の採用者についても加えることができるというふうに考えております。氷河期世代についても、社会人経験者を

対象とした選考枠に加えて、幅広く社会人経験者も取りたいというふうに考えております。この骨子につきましては、既にホームページのほうに13日に発表しているところでございます。

【報告事項キ】 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組に係る成果と課題等について

○國岡教育人材開発課長

続きまして、報告事項キ、鳥取県教育委員会学校改善プランの成果と課題について、報告をいたします。1頁をご覧くださいますと、目標ですが、月一人あたりの時間外業務時間、29年度比で、3年間で25%削減を目標としておりました。段階的に30年度は10%、令和元年度は15%、令和2年度は25%で達成という目標を立てておりました。ただ、小中学校におきましては、ちょっと入力方法が平成30年度から変わったせいで目標設定を若干変えております。今年度につきましては昨年度と比較して5.6%減ということで、目標を修正しております。結果ですけれども3頁をご覧ください。一番上の表が市町村立学校の今年度の結果となります。真ん中辺りにR1目標ということで、小学校は昨年度の基準値に比べて5.6%減を目標としておりましたが、R1の実績ということで、小学校は昨年度が35.9時間でしたのが37.2時間ということで、3.7%の増となっております。同じように見ていただくと、中学校は46.1時間だったのが、45.2時間ということで、1.8%の減となっております。

次の表が県立学校ですが、県立学校につきましては、これは入力方法は変わっていませんので、29年度をベースにして何パーセント減ったかというふうに見ていただいたらいんですが、高等学校は基準値のところ、平成29年度の実績が29時間でした。基準は29時間に対して、今年度12月末で同時期に比較したとき23.8時間なので、18.1%の減となっています。特別支援学校については、12.4%の減ということで、今年度の目標は15%減でしたので、高等学校についてはそれを上回る成果で、特別支援学校については若干下回っていますが、ほぼ達成したと考えております。

市町村立学校の数字は9月に調査した1カ月のものです。県立学校については現段階では4月から12月までの数字をベースにしております。

1頁のほうに戻りまして、市町村立学校のほうで、なぜあまり結果が出なかったかということですが、今までそもそも勤怠管理システムの時間外入力自体があまり出来てなかったという背景があります。それをこうやって指導してきた中で、入力が訂正されたことにより、増えたということも推測はされます。ただ、部活動等では、中学校においては一定の成果はあったというふうに認識をしております。県立学校におきましては、数字は出たんですけども、一番下のほうに書いてありますが、部活動の指導業務の減というのが要因です。

業務改善というのは、県立学校では平成26年度から取組んでおまして、5年6年経って、漸く具体的な成果が、教員の意識が変わってきて、具体的な成果が出てきたのではないかとこのように考えております。

次のページ2頁にいきまして、イの月80時間超過者の状況です。80時間超えは、小学校で見ますと令和元年度は64人ということで、2.9%おります。中学校では11.5%、高校では、2.9%ということで、目標としていた80時間以上の解消というのはまだ実現はできておりません。減ってきてはいるというのは実態です。ただ、国の上限規制を受けて、80というのが目標ではなくて、最大でも月は45時間までが最高なので、今度は45時間以はなしということを目標に掲げないといけません。

4頁に飛びます。業務内容別に、時間外がどの業務に多かったかということの分析となります。小学校においては分掌業務、そして担任業務、特に担任業務が約半分を占めるということで、非常に割合としては高くなっています。中学校においては、分掌業務と部活動、高校においては、部活動が半分以上ということで、時間外の多くを占めております。特別支援学校については、分掌と担任となっております。

5頁ですが、今後の対応等ですが、大きく分けてある項目は、これは業務改善に沿った項目となっております。意識改革の分においては、今後は先程申しました80時間以上の解消であるとか、そもそもまず時間外を把握しなければならない。きちっと入力をさせてそれを把握するというのも一つの大きな課題となっております。次の項目の業務削減についてですが、時間外の電話対応を行わないとか、留守番電話の対応であるとか、そういったことも取り組んで、全市町村も含めて取り組んでいきたいというふうに、市町村には投げかけております。システムの活用については、これを積極的に更に使っていきたいと考えております。次の部活動については、これは上限規制を達成するためには、計画的に休みを取ったりということは実施していきたいと思っております。次の外部人材につきましては、大きく教員業務アシスタントと部活動指導員がありますが、教員業務アシスタントは週20時間の非常勤職員ですけども、来年度は配置校拡大の予算がつきますので、小中学校が40校、高校6校ということで、拡大をして効果的に活用していきたいと考えております。部活動指導員についても、中学校は55名、高校12名ということで配置を拡大しているところですので、これも効果的な活用をしたいと考えております。

7頁にいきまして、来年度に向けた見直しですが、改善プランの改訂についてです。改訂後のところになりますが、時間外業務は、まず前提として月45時間が最大限で、年間360時間を超えるのを解消しなくてはいけない。それを達成している場合は、月当たり時間外業務を29年度に比べて25%削減をしようということを目標にして国の指針を踏まえて変えたいと考えております。重点的な取組としては業務の見直し、削減、そして部活動の活動時間等の遵守の徹底ということを引き続き大目標として掲げていきたいと思っております。

8頁にいきまして、加えて、(2)の対外業務停止日・勤務時間外における勤務対応についてですが、対外業務停止日(学校閉庁日)については、市町村では全市町村で、県立学校もほぼ全校で取り組んでいただいているところですが、一部まだできていないところがありまして、これは全部で取り組んでいきたいというふうに考えております。あと、電話対応についても若干予算を伴うものではあります。たとえば6時以降は留守番電話に切り替えるといったような取組も出来るだけ広い範囲で取り組んでいきたいと考えております。

(3)の保護者・地域に対する広報についてで、この取組を進めていくためには、保護

者の理解というのは本当に大切ですので、県教育委員会は主体となって積極的な取組をしていきたいと思っております。

これらを受けまして、本年度の業務改善プランを年度内に学校に通知をしたいと考えております。以上でございます。

【報告事項ク】 令和2年度教職員研修計画及び平成31（令和元）年度教職員研修実施状況について

○小林参事監兼教育センター所長

続きまして、報告事項クでございます。教育センターです。令和2年度教職員研修計画及び、本年度の教職員研修実施状況について、報告したいと思っております。それでは1頁をご覧ください。この方向性等につきましては、2月の委員協議会で委員の皆様にもご意見をいただいておりますけれども、全体的な枠組の大きな変更はございません。この中で、中程の教員研修の中で鳥取メンター方式を加えておりますし、それから一番下のその他の中にICT活用指導力向上研修を前面に出すような格好で加えております。

2頁をご覧ください。これが令和2年度の研修講座の全体的なメニューでございます。特に変更しているところは、専門研修の部分でございます。こここのところのメニューをちょっと少なくしております。今年度は全体で57講座があったんですが、令和2年度は47講座ということで、10講座を少なくしております。その心の部分は、やはり日々の学校におけるOJTといいますか、人材育成、そちらのほうにウエイトをおいていきたいという思いがございまして、従って集合研修の部分を若干少なくしているということでございます。

次のページをお願いします。3頁、4頁辺りでございますが、これも委員の皆様には既にご説明しておりますけれども、初任者研修の中で鳥取メンター方式を入れるということで、新たにモデル的に取組みたいと思っておりますが、この取組をとおしまして、実際にこれを行われる各学校が、その学校の活生化に結びつけばなあというふうに思っているところでございまして、いろんな課題が出てくるのかなあとは思っておりますが、今後の全県展開に向けて、令和2年度課題整理していきたいというふうに思っているところでございます。

ページをちょっと飛びますが7頁をお願いします。教育の情報化に係る研修の部分でございますが、先程もありましたが、国のほうからGIGAスクール構想というものも示される中で、本県における教員のICT活用指導力、それから児童生徒のICT活用を指導する能力、その辺りをしっかり高めてゆきたいというふうに思っております。そういった中で真ん中に書いておりますように、情報化推進リーダーの研修を悉皆で行うようにしたい。あるいは下のほうのICT活用の指導力向上研修、これを新規に取り組んだりというようなことをしながら、教員の個々の指導力を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

ここまでが令和2年度の方向性でございますが、実はいま新型コロナウイルスの対応の関係がありまして、例年ですとシリーズものの研修を4月のうちにオープンするんですが、

今の状況はとてもそういう状況じゃないんじゃないかと思っております、そういったオープンな部分をちょっとずれ込ませるというようなことも念頭に検討しているところでございます。

8頁、9頁ですが、これは本年度の研修講座のまとめの部分でございます。研修はやはり、個々の教職員にとっての節目だと思っておりますし、あるいはその後のステップアップの機会だと思っております。そういった意味で、刺激がある場でないといけないなと思っておりますし、情報交換の場でないといけないなあとというふうに思っております。こういったことを踏まえて、1年間取り組んで参りました。そのことが本県教育の充実と推進に寄与している部分だなというふうに改めて思っております。

9頁に、本年度の振り返りのアンケートの結果を載せておりますが、4番のどれぐらいの効率が上がるものだったのかという数値を我々は見えておりますけれども、この数値が高いから良かったとか、低いから悪いとかという捉えではなくて、これがどれぐらい現場に還元されているのかという部分もしっかり見ていきたいというふうに思っております。一番下に延べ人数の数があります。9510人ということです。こういったことでそれぞれ種蒔きしているなというふうに思っておりますし、今後もしっかり頑張っていきたいと思っております。以上です。

#### 【報告事項ケ】 県立学校への学校運営協議会の設置について

##### ○酒井高等学校課長

報告事項ケです。高等学校課酒井です。よろしく申し上げます。県立学校への学校運営協議会の設置です。学校運営協議会のコミュニティースクールですが、現在特別支援学校3校、県立高校1校ですが、令和2年度には、そこに記したとおり、特別支援学校に更に3校、県立高校には7校設置することになっております。以上でございます。

#### 【報告事項コ】 「生徒指導等に関するガイドライン（改訂版）」の一部改訂について

##### ○酒井高等学校課長

報告事項コです。生徒指導に関するガイドラインを一部改正させていただきます。主な変更点ということで、(1)から(6)まで書いておりますが、そのあとにガイドラインの本文がございます。1頁を開いてください。改訂版の「はじめに」というところも大幅に変えておまして、特に最後の段落ですけど、生徒指導の根本が、指導ではなくて、生徒理解にあるということ、まず教職員が再認識して、校則の見直しを図ったり、その校則をきちんと生徒や保護者に伝える。こういう努力をしてほしいということを書いております。4頁をお開きください。懲戒の種類ということで、懲戒処分、教育的指導と挙げておりますが、実はここを簡単に以前は書いておりました。ここを丁寧に書かせていただいて、特に教育的指導の最後、「この教育的指導は、教育を受ける地位や権利に変動をもたらすものであり、保護者の理解や協力を得ることが必要である。」要は法的拘束力を持ち



ませんので、教育的指導、いわゆる謹慎です。保護者の協力をきちんと得る必要があるというところをあえてここに書かせていただきました。それと前回は訓告というのを、あえてなかなか例はございませんので書いてなかったんですけど訓告も加えました。

12頁以降に、様々な通知を載せているんですが、特にこの度、文科省から出た通知で増えたものが、いじめに関するものと、児童虐待に関するもの、この通知がここ3年増えておりますので、そういうのを掲載したというところでございます。

6月に、また、生徒指導の研修会を開きますので、そのときにも周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

**【報告事項サ】 鳥取県立高等学校入学者選抜制度の改善について**

○酒井高等学校課長

報告事項サです。高校入試の改善について、改善の方向性について説明させていただきたいと思います。現行の推薦入試は廃止して、今行っている推薦入試と同時期に新しい入試を実施したい。詳細については、令和3年度秋頃には詳細を公表するという日程で行いたいということです。理由は、各高校が生徒の受け入れ方針をきちんと定めて特色化を一層進めたいというものです。中学生がその目標に向かって努力したことをきちんと活用して評価できる入試制度、こういうものを作っていきたい。もう一つは4技能型の英語力、これを見たいというところでございます。以上でございます。

**【報告事項シ】 令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果について**

○島田社会教育課長

続きまして報告事項シでございます。社会教育課島田です。令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果について、報告させていただきます。これまで委員協議会で見ていただいた分と大きく変わることはありませんが、昨日、常任委員会におきまして、初めて報告というかたちになったものでございます。ごく簡単に概要だけ、この1枚もので説明させていただきます。電子メディア機器の所持状況であるとか、インターネット利用、電子メディア機器の利用状況に関しては全国平均に比べると、さほど問題はないということですが、前回調査と比べると、やはり利用が進んできているというような状況が見られたところでございます。インターネットの利用時間などについても全国平均以下ではありますが伸びているという状況でございました。で、依存傾向ですが、依存傾向が疑える傾向についても、全国平均よりはかなり低いけれども、一定程度存在していることが分かったところです。インターネット利用のトラブルについても、「特になし」が大半で、前回よりも「特になし」が増加しているということでありましたけれども、一定割合の問題はあるということ。また、トラブルがあった際に「何もしなかった」と回答した生徒が一定数いたということも課題だろうと思います。

家庭のルールにつきましても、これも全国よりはルールをつくっているとする割合が高いですし、小学校・中学校では前回よりもつくっている割合が増加していますけれども、高校生については下がっていたということでもございました。危険性などについての学習状況につきまして、保護者が学習しているというのは、全国平均よりも高いですし、前回の調査に比べても保護者の学習状況はよくなっているという状況でもございました。乳幼児保護者に対しては、小・中・高よりは低いという傾向があったものでございます。また、児童生徒につきまして学校の授業でしっかり学んでいるという状況が分かったところでもございます。未就学児についても、これも全国平均よりは利用割合が低いということでもございました。ですけれども、スマホもタブレット・ゲーム機の利用というものは前回調査よりも伸びているという状況が分かったところでもございます。

今後の対応といたしまして、しっかりと関係機関と連携しながら、そこに掲げているような対策というのを進めて参りたいと考えているところでございます。概要版を付けておりますし、本体につきましても付けさせていただいているところです。市町村教育委員会と各学校、幼稚園、保育園その他関係者にも順次発送しているところでございますので、またご活用いただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**【報告事項】 「豊かな人権文化を築く学校づくり事業」の成果と今後の取組について**  
○影山人権教育課長

人権教育課です。報告事項「豊かな人権文化を築く学校づくり事業」の成果と今後の取組について、報告させていただきます。この事業は、学校と家庭・地域が連携して、二つの事業に取り組んでおります。一番目の事業につきましては、事業実施校における取組と書いておりますが、3校の事業実施校において、学校での人権学習と保護者の人権研修を共通のテーマで連携して取り組んでおります。鳥取市立千代南中学校では、良好なコミュニケーションについて学ぶことをとおして、一人一人を認め互いに尊重される集団づくりに取り組んでおります。北栄町立大栄中学校では、性の多様性について考えることをとおして、お互いの立場や気持ちを大切に資質能力の育成に取り組んでおります。また、当事者の方の講演会も行い、より理解を深める活動も行っております。裏面の境港市立境小学校では、インターネットに関わる課題について話し合い、時代に合った資質能力を育て、より良い人間関係づくりについて学んでおります。いずれの学校においても、グループワークなど参加型学習を取り入れて、自ら考え話し合う活動で理解を深めるとともに、児童生徒と保護者が同じテーマで学ぶことで、家庭でも話し合いが生まれることを期待しております。この事業の概要と、学校の授業の指導案、保護者の人権研修プログラムは、ホームページで公開し、他の学校でも参考にさせていただけるようにしております。

二番目の事業のファシリテーター派遣事業につきましては、平成27年度から29年度に作成した保護者向け人権研修プログラムを活用した研修を希望される学校に、ファシリテーターを派遣して保護者研修を行っております。この表にありますように、今年度は42の学校やPTA団体に出向いて参加型の人権研修を行っており、参加者の延べ人数は

1274 人となっております。参加された保護者の感想は、「堅苦しい会ではなく、楽しく真面目にたくさんのお話ができてよかった」とか、「子どもと大人で話し合い言い合うことができる関係を持つため、本音でわが子と向き合いたい」とか、「保護者同士の良好な関係が見えるというファシリテーターの言葉を聞き、いじめは子どもだけの問題ではないと思った」といった肯定的な意見をいただいております。繰り返しリピートしている学校もありまして、親子の関わりとか、保護者同士の関わりとか、先生との関わりとか、こういったことを大切にしたいとかという声も聞いております。

【報告事項セ】 指導参考資料（教職員用）『誰もが自分らしく輝くために～多様な性のあり方と人権～』の作成について

○影山人権教育課長

続きまして、報告事項セでございます。教職員用指導参考資料の『誰もが自分らしく輝くために～多様な性のあり方と人権～』というのを作成しました。その概要について報告いたします。この資料を作成した背景につきましては、近年メディアなどで性的マイノリティーについて取り上げることが多くなっておりますし、教科書にもLGBTについて掲載され、学校でも授業で取り上げたり、教職員の研修をしたりという動きが多く見られ関心が高まっているところでございます。また、性的マイノリティーの方は、いじめや不登校の関連も強く自殺念慮の割合も高いことから、児童生徒への適切な理解・配慮が必要だというふうに考えております。このような状況を踏まえまして、性の多様性について、まずは教職員の方に理解していただくことが必要というふうに考え、この資料を作成したものでございます。資料の構成と概要については、3の表に書いておりでございます。今ご覧いただきたいと思っております。工夫した点については、めくっていただきまして裏面の4に書いておりますが、性の多様性について理解しやすいように、文字ばかりでなく図表やイラストを使って視覚的に分かりやすくするようにし、性の多様性を尊重した学校づくりで、具体的に何をしたらいいのか事例を示しております。指導事例につきましては、参加型の授業が展開できるように工夫しております。また、読み物資料として当事者の思いが伝わる手記を掲載し、より理解が深まるようにしております。なお、資料作成に当たりましては、案を学校教員や教育局の職員にも見てもらって意見をいただき、必要な修正をしておりますし、監修をしていただきました広島修道大学の眞野先生からも専門的な助言をいただいております。

今後の資料の活用につきましては、校長会等で、資料の周知を行い、各学校に配布するとともに、ホームページでダウンロードできるようにする予定でございます。また、資料の活用について、各種会議で周知を行うとともに、学校から要望がありましたら、出向いの研修も行う予定でございます。また、ここには書いておりませんが、来年度から性的マイノリティーの当事者の方を学校からの希望に応じて、講師として派遣して講演を行っていただくといったことも検討しております。これらによりまして、性的マイノリティーの方の人権について理解が深まり、児童生徒の支援等に配慮した対応が図れるように進めたいというふうに思っております。説明は以上でございます。

【報告事項ソ】 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

○片山教育総務課長

報告事項ソです。新型コロナウイルス感染症に対する対応状況について報告します。随時メールにて報告しておりますので、昨日時点の状況につきまして概要を申し上げます。資料の一番最後の表をご覧ください。これが昨日行った県の対策本部会議で用いたものでございまして、コンパクトにまとまっておりますので、これで説明をします。

3月18日から県立学校を再開いたしました。特別支援学校については柔軟な対応を行っております。基本的には通常の教育活動を最終日まで行い、部活動も一定条件下で行う。春休みに入ってから、補修など必要な教育活動を学校の判断で実施する。部活動についても同様でございます。新年度以降も通常の教育活動を行うということにしております。始業式・入学式は、これらは感染防止対策（換気、消毒、マスク、時間短縮等）を講じた上で行うということとしていただいております。学校再開の状況については掲げているとおりで、県立学校は再開、市町村立学校18の市町村で学校再開あるいは登校日の設定という格好で、子どもたちが学校にくるようにしていただいております。ただ、ちょっと体調が不調であるとか、あるいは保護者さんが心配だから行かせたくないといった場合には、欠席扱いにしないような配慮を行うようにするということでございます。

あとは、春休み中のところで書いておりますが、ICTを活用した教材の自宅学習を保管するという取組を進めるために、県でeラーニング教材のアカウントを取得して、申請を受けたご家庭に配布するといった取組もしております。今の状況が続くようであれば、こういった格好で新学期を迎えたいと思っております。今後の状況がどうなるかは、今後、県内で発生した場合の対応について、昨日、県の行動計画が暫定的に決まりました。その内容について申し上げますが、学校関係の部分について申し上げますと、県内発生早期については、可能な限り通常の教育活動に近いものを継続していく。児童生徒や教職員に発生した場合は、その学校を2週間程度閉鎖する。これは近隣の学校等でも、また市町村単位でも、あるいは地区・全県といった格好での検討を行うということとしております。その下の県内感染期以降した場合、これも一定の制限を加えて努力継続していくということで行いたい。学年を分けて、あるいはクラスを分けての大人数をつくらない工夫をするとか、そういった格好で分散登校方式でも行うというようなことも考えながらやっていくということ、今市町村ともアイデアを交換しているところでございます。ただ、いずれも昨日、政府の専門家会議が行われましたし、また、本日も政府の対策本部が行われる。そして文部科学大臣の記者会見によりますと、今休校しておりますが、来週中には学校も再開等の取扱についても方針を示したいということでもあります。そういった動きを踏まえまして、今は学校で発生した場合、基本は2週間、学校を閉じるということにしておりますが、これは、より教育機会を確保する方向で検討しているということで、またかなり早いペースになるかと思いますが、随時変更を加えていくということを考えているところでございます。学級閉鎖から始めるとか、そういった内容を考えていかなければならないとかということを考えているところでございます。以上です。

○山本教育長

それでは、ただいままでの報告事項エからソまでにつきまして、委員の皆様から何かご質問等あれば、お願いをいたします。

○中島委員

コロナのことをちょっと先に確認できたと思うんですけど、一番皆さん気になっているのって、新学期どうなるの？ということだと思うんですけど、これについてはどういう考えになるんですかねえ。

○山本教育長

再開しましたので、感染防止対策を講じつつ、新学期は普通にやります。

○若原委員

続けて、全国一斉の学力調査に関して正確な情報は今どうなっているのでしょうか。

○片山教育総務課長

文部科学大臣が先日表明されまして、4月16日に予定しておりましたけれども、それは行わない。延期して行うのか、中止にするかということろまでは、まだ言及されておりません。

○足羽教育次長

期日の設定は難しい部分がある。全国一斉でないという意味がないので、また検討されると思います。

○佐伯委員

ここで、補習のようなのをやると書いてあって、休んでしまった部分があって、そこは気になっていましたので、こういうことをこれからも、たとえば新学期になってからでも、義務なんかだったら、また考えてもいいんですかね。

○中田参事監兼小中学校課長

はい。いま市町村にも働きかけまして、未指導の部分というのをしっかり把握して、まだ学習できてない部分につきましては、新学期に計画的に実施というようなことでも通知を出しておりますし、各市町村それぞれ、しっかりその辺りは把握されて、保護者に説明責任を果たしながら取組んでいくというようなことも、お願いをしているところでございます。

○佐伯委員

いま登校日のような扱いだと、学年を指定したりして登校させると、距離は少し離して、一学級を二部屋に別れてというようなことをやっているところもあると思うんですけども、新学期になったときには、今のままの状況でいけば、通常の学級の部屋に皆が入って授業を再開するというかたちですか。

○中田参事監兼小中学校課長

今のところは、そのような予定です。換気だとか手洗いだとかしっかり対応しながら。

○山本教育長

マスクをすとかいう工夫が要るんだと思います。何もなしで、ひつついたままということは、やはり感染防止対策上はまずいと思います。適度に離せるような元々の空間があればいいですけど。手が届かない範囲でというのが、だいたい1メートルです。

○佐伯委員

マスクはいま全員に行きわたるんですか。

○山本教育長

布製で洗って使う分でもいいということなので。

○中島委員

これは、これからも流動的に状況が変わっていくと思うんですけど、基本的には県対策本部会議の判断に従いつつ、具体的な在り方を決めていくということになるんですかねえ。

○山本教育長

基本的な権限論でいえば、今の段階ではそれは設置者の判断でしかないんです。ただ、特措法が成立をして、あれが発動されると今度は緊急事態とかの場合には、知事の要請によって、我々も動いていくという必要性がありますので、今はすり合わせをしながら、設置者としての判断を出しているということです。だから、市町村に対しても、依頼ベースといいますか、「県はこうします。それを参考にして動いてください」という話なんです。

○中島委員

県内でも、もちろん出ないことを願うんですけど、やっぱり出るだろうと考えるのが普通だと思うので、それが拡大しないようにするということが大前提だと思うんですけど、ある程度それこそ夏頃ぐらいまで続くということで、1カ月ぐらいで終わるということは考えられないので、そういう中で教育活動をどうやって継続していくかということが重要になってくると思うんですね。その際にやっぱり私は、子どもの成長する機会を学校教育において保障することは、ほんとに重要な価値なんだということですね。判断材料としながら、単純になんでもかんでも止めましょうという話にならないようにということは、もちろん、いろんなバランスの中なんだけれども、我々として一番留意しなきゃいけないことの一つになるんじゃないかなあと思っています。

○山本教育長

ぜひ我々もそのことを深く胸に刻みながら取り組んでいきたいと思います。

○鱸委員

マスクとか消毒薬とか、特にマスクで心配するのは、マスクを用意できる子と、マスクが使いたくても無い子。その中で咳をする子どもたちの反応、親の反応、その辺のリスクがすごくあるのかなと思うので、どうかたちでマスクを用意するか、マスクの無いお子さんに。それはやっぱり効率的に、基本的にはご家庭からしてほしいけども、持ってきてない場合はお話を聞いて、子どもにマスクをしてもらうような配慮は必要かなと思います。かなり敏感になっていますので、親御さんの話を聞いて。そういうことも含めてお願いしたいと思います。

○山本教育長

まずは、体調が悪かったら休んでください。そこは徹底して、自分の体調が第一ですし、万一の場合人にもうつさないというところも意識してもらって休んでもらう。これは教員もそうですけど、そこは徹底してもらおう。おっしゃったようにマスクの無い子どもたちへの配布というのは必要かなというふうに思います。県立学校は実際、登校してきてマスクしてなかったら、入り口のところで配ったりしてましたので。これはマスクがふんだんにあるということが必要なのかもしれませんが。

○鱸委員

予防を実際に実行するときに、必ず鳥取の中に感染者がいるということを前提に、それぐらいの気持ちで学校の責任者は対応すべきだと思います。ですから基本的に守ってほしいことはきちっとやる。皆が触るところは消毒する。そういうところはちゃんとしないと。それから子どもには手洗いを励行させる。誰かに触る前と触った後の2回はというように、手洗いはこうしましょうというようなことも随時指導していくことも必要じゃないかなと思います。だから、ウイルスがどこかに付いたり、誰か保菌者が居るんだけど、それは分からない。私の病院では発熱外来は小さい病院ですけど別にして、患者さんの入り口を全く別の空間にして、昼・夜以後は外来をやめてというぐらい、病院自体は嚴重にしているんですね。それはなにかと言えば「もう居る」ということなんですよ。実際に鳥取県の場合、PCRの件数がすごく低いんです。これはやっぱり行政の考え方というか、まだ変な肺炎が出てないという現状もあってですけど、それは皆が気をつけているという現状の中で、実際に症状に出ないような方もあるいは軽症の方もPCR検査をしてないだけであって、そういうことを十分リスクを持って教育委員会は対応してほしいなと思います。

○山本教育長

手洗いの話が出ましたけれど、パンフレットを付けてますが、再開したときにもう一度実践して「皆でやってみましょう」という。子どもたちはもちろんですけども、それをぜひ家に持って帰って、家族の人にも「こうやって習ったよ」というのを子どもたちから家

の人に伝わるような、そんなかたちで県全体がこうした感染防止に向けて、しっかりと一人一人が取り組めるようなそういうことにもつなげていきたいなと思っています。

○鱸委員

県立学校の学校運営協議会の設置のところで、皆生養護学校はまだですか。

○山本特別支援教育課長

皆生養護学校は来年度になります。

○鱸委員

それは取組が遅かったからですか。

○山本特別支援教育課長

特別支援学校が9校ありまして、3カ年でやろうということで。

○鱸委員

そういう計画の中で、分かりました。

○中島委員

この生徒指導等に関するガイドラインのことなんですが、これはこのあいだ総合教育会議の論点で出たり、あるいは全国的にも校則の在り方を見直そうというというようなことは、一つの流れかなと思うんですけど、ガイドラインというのは、基本的には誰に対するものということになるんですかねえ。

○酒井高等学校課長

学校です。

○中島委員

そうすると、同じ考え方を生徒・保護者目線で伝えるような情報伝達というのはできるんでしょうかねえ。

○酒井高等学校課長

今これを県のホームページに掲載していますので、それを見ていただいて、いろいろご意見をいただくこともありますし、今そういうことをしています。

○中島委員

基本的にはこれ一本でいくということですね。それでいいのかなあ。ルールというのは、とにかく一方的なものではなくて、互いに納得してつくっていくもんなんだということが一番大事だと思うんですね。そういうメッセージとして、このガイドラインが、基本的にはこういう考え方に沿ってやっているんです、ということがメッセージとして出ればいい



など思うんですけど、ちょっと一方的な説明という感じにならないかというのが少し不安なんですけどね。

○酒井高等学校課長

今いろいろ生徒と保護者と学校でトラブルになる原因の大きなところが、先程申しました教育的指導というところで、説明の仕方であったり、説明の時期であったり、いろんなことで保護者との間でトラブルになるというケースがありますので、この辺りについてはもう少し細かいQ&A形式で今作成しておりますので、この数年間いろんな事例がありますので、そういうものも学校に示していきたいなと思っています。

○若原委員

ガイドラインというのが、今説明があったように学校に向けて出されて、そして学校で保護者や生徒にそれぞれ伝えてくださいと、そういう位置づけですかねえ。

○酒井高等学校課長

学校がこれに基づいて校則を作りますので。

○若原委員

校則とか、いま生徒手帳というのはありますか。

○酒井高等学校課長

生徒手帳？

○中島委員

ないです。

○足羽教育次長

いまお二人からありましたのは、なにに基づいて生徒指導を行っているのか、生徒指導についての話は、たとえば新生入生、保護者等についてももちろん行いますので、そういう機会に、大元は県の示したこのガイドラインに基づいて、そしてまた学校ごとに必要な部分をプラスしてという、そのときに発信がきちっとできるとしております。ですから、そういうことの周知の徹底を、保護者等への説明をこれに基づいて行うので、これはホームページにも出てますし、必要なものはどうぞご覧ください。なかなかこれ自体を全家庭に配るのは難しいので。

○中島委員

そうですね。だから、校則というのはなんとなくブラックボックス化してて、誰が決めて、どう決められたか分からないけれども、その根拠が示されるということは私は素晴らしいことだと思うんですね。私が願うのは、校則というところでも管理の論理で出てくるものだという印象があって、もちろんそういうところもあるんだけど、大きな意

味ではシチズンシップ教育の一環として、こういうものも皆で共有して皆が納得してルールを持って、皆で守っていくものにし、必要があれば問題点を話合っ直していくというような大きな自治のトレーニングという位置付になっていくというふうになるといいのかなと思うんですけども、その辺はどうなんですかねえ。

○酒井高等学校課長

おっしゃるとおりでして、中島委員さんがおっしゃられたようなことが今回議会で出まして、教育長のほうから、まさに校則を生徒と一緒にやってつくりあげていくという、そこをシチズンシップ教育・主権者教育という捉え方を教育委員会として、学校のほうにも周知していきたいと。それが先程申しました「はじめに」のところの最後に加えた「生徒指導ではなくて、生徒理解」の部分です。

○佐伯委員

趣旨をきちっと事前にお知らせをして、できるだけ多くの保護者の方や生徒さんに理解していただくということが大前提で、高校生だと間違っ行動をしてしまうことがあるんだけど、それを立ち直る機会といいますか、自分のことを考えて「失敗はしたけれども、やりなおすんだ」という気持ちを持つような生徒指導であってほしいなと思ってますので、よろしくをお願いします。

○酒井高等学校課長

ありがとうございます。6 ページのところ、生徒、保護者への説明の徹底というところで、とにかくあらゆる機会を使って、学校が定めたその方針については説明してください、ということをやっていますので、そこも再度学校には徹底したいと思います。

○山本教育長

そのほか、いかがですか。なにかありましたら、その他のところでもと思います。それでは、残りの報告事項につきましては、時間の都合により説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項を終わります。

[約30分間休憩。13時15分より、午後の会を再開]

(5) 協議事項

【協議事項1】 「鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会まとめ及び今後の対応方針について」

○山本教育長

それでは、再開いたします。協議事項「鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会まとめ及び今後の対応方針について」の説明をしてください。

○中田参事監兼小中学校課長

小中学校課でございます。教育審議会が2月20日に行われました。その際、「夜間中等調査研究部会のまとめ」を会長から教育長にいただきました。まとめが提出されたことによりまして、今日は、調査研究部会で出された方向性を元に、今後の対応方針を考えてご協議いただきたいと思います。

調査研究部会で出された方針というのは、上の囲いの中に書いてあります。一つ目が「公立の夜間中学を設置すべき」その際の課題等も示していただいています。二つ目が「私立で設置したらどうか」というようなことで、まとめてあります。三つ目が「夜間中学設置以外での学びの充実」ということで、今の現状の取組を更に充実させてはどうかというようなことで、三つの案を示していただいているところでございます。

ちょっと下の1のところを目をとおしていただきますと、これまでも委員の皆様には、夜間中等調査研究部会での様子というものは、随時報告をさせていただいているところではございますが、一番ニーズとして多いのは、現役・学齢期の不登校の子どもたちです。ただ、県内に散在している状況だというようなところでございました。また、課題についても、報告の中でもいろいろとお話をさせていただいているところでございますが、交通事情のこと、散在しているという状況から一カ所で継続的に通うことが難しいのではないかとというようなことがありました。それから、不登校となっている学齢期の生徒等の通学事情、安全性を勘案すると昼間の設置が望ましいが、一方、その他の方々を対象にすると、それも難しいことだというようなことです。その下にも書いてあるわけですけど、場所のこと、校舎等のこと、また、校舎等として候補に挙げられるであろう県立高校について、空いている教室がないというような様々な課題もあったわけでございます。ただ、学び直しニーズの対象というのは、県内には散在している状況ではありますが、確実にはいるといことがニーズ調査では明らかになっているところでございまして、この調査研究部会で一番話合いの中で大事にしてきている、「学びを必要とするすべての方への学びを保障するために取り組む」というような視点から考えますと、最後にも示しておりますが県教委としての対応方針としては、すぐ夜間中学をつくるというわけにはいきませんので、当面の間、今ある取組を充実させながら、将来的に公立夜間中学を設置するというような方向で考えてみたらどうかということで、提案をさせていただきたいなと思います。

当面の間の今ある取組の充実策といたしましては、下のところの1頁の2のところに表示しております。めくっていただきまして2頁にも、引き続きあるわけですけど、とくにニーズの多い不登校となっている学齢期の子どもたちへの対応として、今年度新たに学校内フリースクールの設置ということで、サポート教室というようなことを3校取り組むことにしております。また、今年から取り組んでいるICTを活用した自宅学習の「すらら」というアプリを活用したものですが、これについても来年度拡充するというようなことも考えて予算も立てているところでございます。

このようなことを充実しながら、3番には今の段階での公立夜間中学の検討について、こういう考え方もできないかということで示しています。方法としまして、今のところ市町村に設置の意向がないというようなこと、それから対象者を全県に広げられるということと考えますと、県立での設置ということも考えられるのかなというふうに思います。その形態としましては、定時制通信制の高等学校と一体となった夜間中学で対象者の受け入

れを検討していくようなかたち、また、主な対象者としましては、今の時点のニーズ調査で一番ニーズがある不登校となっている学齢期の生徒を中心に対象として、設置場所としましては、利便性の良い中心部が一番いいわけですが、それぞれハートフルスペース等もありますので、たとえば緑風高校に校舎を少し増設しまして、ハートフルスペース等を改修して、遠隔授業等も行えるのかなということも思います。

教育課程といたしましては、夜間中学の趣旨に沿って、柔軟な教育課程を組みながら、ということを検討いただければと考えているところでございます。いずれにしましても、夜間中学という義務教育段階の子どもたちからの対象になり得ることでございますので、市町村としっかり協議をして今後の方向性について考えていく必要はあるのかなあとということで、4番のスケジュールのところでは、まずは4市の教育委員会との協議等を考えているところでございます。

まとめについては3頁以降に付けておりますので、ご覧いただければと思います。以上でございます。

#### ○山本教育長

いかがでしょうか。これまでどういうところにどういうニーズがあるかというところの調査も含めてご議論いただいていたわけですが、いろんなこの度の議会のやり取りの中でも、結果的に該当者がおられなくても、そういう場をしっかりと県として持つておく（市町村も含めて）ということが、一つの学びの場になる。そのところをどう考えるかということだろうと思います。夜間中学は国のほうで、各都道府県にそれぞれ1カ所という方針で、それぞれ臨んでおりますが、そういう方針の有る無しに関わらず、鳥取県として、そういう方が仮にいた場合の学びの場を準備しておく。そういうことが教育行政として必要ではないかと、そういう議論であったわけございまして、これから市町村とも話をしながら、どういう役割分担でやっていくのかということも含めて、これはしっかりと議論して考えていく必要があるかなというふうに改めて思います。

#### ○足羽教育次長

これまでも報告してきましたが、部会のほうでも委員さんの中の気持ちの中では、少なからずニーズがあるということを抑えられて、やっぱりそういう学びの場所なり、学びの機会を確保してやるべきというご意見のほうは強かったように思います。ただ、現実的に鳥取の交通事情だとか、対象者の散在、また外国籍の方や高齢者のニーズがないこと、全く声がないこと等を考えると、なかなか現実論としてはどうだろうかというところが部会の中での様子でもあります。お気持ちの中では皆さん、財政投資も含めて、それゆえ三つの方針の提起というようなかたちで、整理いただいたのが最後でありました。どちらも大事な視点だと思うんですが、教育長が申されたように、議会の議論も踏まえれば、設置はやっぱりそういう機会をつくっていく方向を向きながら、そのために、じゃあ最善はなんだろうか、というような方向で検討を進めていってはどうかという提案でございます。

#### ○若原委員

夜間中学校というのもちろんとした設置基準というのがあるでしょうから、その設置基

準にきちんと合うようなものまでも用意するというのはなかなかできないと思うんですが、もう少し柔軟にフリースクールのようなかたちであれば、それは対応しやすいと思うんですね。そういうことで、このまとめに書かれているような結論が妥当だと思うんですけどね。

○足羽教育次長

当面の間ということになりますのでね。フリースクール的な部分は、夜間中学には規定されませんので、全国各県に一つという国の方針にのっとれば、きちんとした設置基準に基づいて夜間中学をつくっていく方向で検討を進めながら、その間はより待ったなしの状況で打てる策をどんどん入れていくということかなと思います。

○佐伯委員

実際にこれとはちょっと違うのかもしれませんが、学校の中の教室にいけない子どもさんを、学校の別の部屋でやるとおっしゃっていましたね。あれは、令和2年度にあるんですか。東・中・西部で。

○足羽教育次長

はい。それは、広島のほうでもやっておられて、全国的にはいろんなパターンがあって、カフェみたいにして民間の方が入られて、要するに居場所だと、学びの場ではなくて。本県で今考えていますのも、そこには非常勤講師を付けますが、教科指導をしたりではなく、教育免許をお持ちの、できればいろんな知識の豊富な方を来ていただいて、相談にできれば相談に乗ってやるし、「これしなさい。あれしなさい」ではなくて、学校までせっかくこれてるんだから、けど教室に入れない子どもたちを、自分のペースで居場所がちゃんとあるというようなかたちを東・中・西で、中学校に一つずつ設置する予定であります。

○佐伯委員

その中学校というのは、わりと学校の中の教室に入れない生徒さんの多い学校ですか。

○足羽教育次長

多い学校もあるし、チョイスしながら、もちろんそれは地教委・学校の意向を踏まえながらで、具体の検討に入っていますけれども、手を挙げられたりしたところも既にあります。

○佐伯委員

それとハートフルスペースにいらっしゃる生徒さんもいるんですよ、きっと。

○足羽教育次長

ハートフルスペースは、もう卒業した後ですから。

○佐伯委員

あれは、卒業した子どもさんですか。

○足羽教育次長

あれは、高校生。そこに適応指導教室・支援センターと、中学生までとの線引き、区別化を図って。ハートフルスペースのほうは高校生以上が対象となっています。

○佐伯委員

それで、中学校の中につくるのが、まだ中学生の生徒を対象としたものですね。

○足羽教育次長

そうです。

○佐伯委員

それから、ICTを活用されるのも、まだ中学生の段階の人なのかな？中学校を卒業した人かな？

○足羽教育次長

あれは、ハートフルスペースでやっていますので、卒業した人ですね。

○佐伯委員

そうすると、夜間中学に該当するであろうという、今考えているところの生徒さんは、中学校を卒業してない生徒さんで、でも、校内のそういうフリースペースにも来れそうにないという人か。学校が違ったら来られるという人ですか。

○足羽教育次長

他県も全部そうですから、学齢期の生徒さんを受け入れていらっしゃるの京都府の有名な洛友中学校しかありません。それは、これまでいた中学校からは完全に転籍していますから、もう戻れないというきちっと線を引いて。

○佐伯委員

改善しても戻れない？

○足羽教育次長

はい。そういうルールでないと、行ったり来たりということで、その学校特性の機能とすることをちゃんと整理されていってほしいです。他に33校が全国であります。学齢期を受けていってほしいのは、洛友夜間中学以外にはありません。学齢期はちゃんと市町村の、という整理です。設置時間や設置場所等の責任のこともあって。

○佐伯委員

公立の夜間中学を、もし設置したとしても、来る人がどれくらいいるのか。

○中田参事監兼小中学校課長

対象者をまとめるようなかたちで考えるかというようなことで、学齢期の子どもたちも対象に入れるということになると、「行ってみるかな」と考える方も出るかもしれませんし。

○佐伯委員

3番の学びの充実、というところで、充実することを考えていくのが一番いいのかなあと。すごく不登校の生徒さんが増えている状態だから、そこをなんとかしないと。適応教室に行っている子どもさんは、籍は中学校にあって、フリースクールにいらっしやるお子さんも、籍は中学校にあるんですよね。

○若原委員

まとめは、もう2月に出ていますから、このまとめを元にして、今後のスケジュールのところですかねえ。

○足羽教育次長

ボールが、漸く部会のほうからこちらに投げ返されたということで、今度はもう部会ではなく、ここ教育委員会事務局、そして教育委員会のほうで、どういう位置にするという方向性というか、結論を考えていきます。

○若原委員

部会の報告を受けたということですね。

○足羽教育次長

こちらから投げたボールが返されたということです。この8月ぐらいを目途に、いろんな角度から。「設置するの？じゃあ、どうしたら、よりいいものが、どんなかたちで設置したらいいものだろうか？」設置在りきではないんだけど、学びの確保ということを保障するためには、という視点でご議論願えたらと思います。

○若原委員

今まで何度も、部会とやり取りしていますから、その内容については、教育委員会ともほぼ合意ができています内容だと思うんですね。

○山本教育長

「設置する」と今決めたとしても、できるまで暫くかかると思いますので、そうした間の当面のものというのは、それはできることをどんどん進めていくというのが、当面对応サポートを充実しながら、ということになるかと思いますが、設置するところで決めるわけではないですけども、そうしたことの対応についての結論を1日も早く出せるように検討を進めていきます、というその方針だけ、今日ご確認いただければと。

○鱸委員

対象生徒というところに、「外国籍の」というのも、これも一つ今後の見とおしの中では大事なことだと思いますよね。鳥取市の就学指導委員会なんかで問題となっているのは、いわゆる情緒障がいが出てきた外国の子どもさんが、「それって情緒障がいなの？完全に異文化の中で表現もできない、そんな子って、そのクラスで必要なの？そういうクラスをどう開けるの？」という話が出るんですよね。そうすると、鳥大の三木先生なんかは、「日本に来て生活している以上、日本としては教育の保障をやっていかないかんし、言葉の指導というものはもっともっとアプローチしていかないといけないじゃないかな？」ということも言われる。そういう中で、外国籍の者ということを考えてときに、子どもは別として、本国において義務教育を十分に受けられなかった人が夜間中学で、どういうカリキュラムがあるのかというのはなかなか漠然としているんですけど、おそらく社会人として抜けている部分というのを埋めたいという。たとえばベトナムから来た人とか、鳥取県に多いそういう人が、近くにあればニーズが出てくるんだと思います。だから今はなくてもニーズが拾えてない可能性もあるので、この辺丁寧に再度ニーズを評価する必要があるように思います。

○佐伯委員

今言ってるしゃる該当の方というのは、もう中学を卒業した年齢の人？

○鱸委員

いや、小学校で、この子はIQなんか見るといいんだけど、ついてこれないのは当然でしょうということになるんです。この子をなんとかしないと就学指導の対象から外れるというような子が、外国籍の方におられるという話です。

○佐伯委員

それって、夜間中学というよりは、通常の中学校の中で指導するとかいうことですね。

○鱸委員

そうです、そうです。ぼくが言ったのは、そういうお子さんをお持ちの両親が、こういうニーズを持つことがあるんじゃないかなということ。ただ、子どもさん方は、一つは学校では日本語をしゃべれないけど何とかしている。先生方が評価するのは英語でやり取りする。フィリピンの方ですから家ではタゴール語でやっているというようなときに、学で生活の場をつくるんだったら、ちゃんと教えてあげないといけません、日本語を。それとこれだけICTが進んでいるんだから、その子用の教材というか、最も分かりやすいアプローチをするべきではないかという話が出たということで、ぼくはそのご両親という方々は、どういう生活で日本に来られたかは分からないけれども、中にはちょっと余裕が出来たりして、子どもの話についていける、あるいは日本の文化を知るとか、社会生活のためには「こういう勉強をしておかんといけんな」とかいう学び直しというニーズが出てくる時代が来るんじゃないかなと思ったりするので、外国籍の者というところは捨てら



れないねという話です。

○中田参事監兼小中学校課長

するとなったら、この四つのカテゴリーがあるんですけど、すべてのことに応えていく必要があるかと。

○佐伯委員

そうしたら小さなクラスというか、小さな集団にしていけないといけないということですね。

○中田参事監兼小中学校課長

公立の夜間中学を設置するというようなことで検討を進めるということになったら、徳島でも来年の春に開校ということになっているんですけども、再度本当にどのぐらいニーズがあるかという調査を、昨年の秋ぐらいにもまだしておられたので、本県でも再度ニーズ調査が必要でしょうし、対象をどんなふうにしていくのかということも検討していくことも再度必要にはなってきます。この2年間の調査研究部会で検討をしたということも考えますと、そろそろ詰めていく必要があり、ゆっくりはしていきられないようなところもあるのかと思ったりもしますので、設置ということで進めていくのであれば、いろんな面で協議の場とか、検討の場を早急に設ける必要があるというふうに思っております。

○足羽教育次長

外国籍の方は、ご自身が義務教育を受けていच्छらないということが条件になっているものですから、他のところもそれが非常に曖昧ですね。「卒業証書を見せてください」というわけにもならず、というところがどうもあるようです。申告制みたいな分ですから。ただ、入られた場合には、日本の9教科についてその学びを重ねていく中で、日本語をより覚えていく。けっして日本語指導ではないということは前提です。ある程度しゃべられる方もあれば、全然片言という方もあるので、同じ教材を使っているんじゃないので、兵庫なんかでもそれを2クラスに分けるとか、川口なんか3クラスに分けるとか、人数が限られた教員の中でやっておられるのが実態です。

○佐伯委員

中学校の教育課程9教科の部分の学びたいと思われる方というのは、すごく学ぶ意欲のある方で、日本の中でとにかく生活が出来るようになりたい、日本語を修得して、基本的な部分の困らない程度の読み書きができるようになりたいという人は、たぶん夜間中学じゃないところでの学びのほうですね、きっと。

○足羽教育次長

城北の日本語指導のようなところですね。はい。他県でもほんとおっしゃるように、高齢の外国の方だけでも一生懸命に意欲的にやられて、教科書を全部やらないといけないということはないので、多くは教科書なんかおいといて、教員の自作で生徒さん方のレベ

ルに合わせた教材をやっておられます。でも、それが「社会だよね。国語だよね」というように。

○佐伯委員

教える教員もすごい。中学校で社会を持っているから、理科持っているからという範疇じゃない部分の準備が要りますね。

○足羽教育次長

でも一応基本は、自分の教科です。でも、そういう意味の工夫は要りますね。

○山本教育長

通常の異動ではなくて、そういう子どもたちを教えたいという意欲を持った人を募るといったやり方も取り入れていかないといけないと思いますよ。

○中田参事監小中学校課長

川口なんか、それを言うておられましたね。

○佐伯委員

市米のときに、小4から中2まで全然行っておられん子どもさんが中3から来たときには、やっぱり小5・小6の理科とか社会から始めて行って、それで追いついていくようにしたんですよ。卒業までになんとか飛びながらでも、とりあえず受験に対応できるまでに持っていこうと。

○山本教育長

よろしいでしょうか。それでは以上で、協議事項を終了します。その他、委員さんから何かございましたら発言をお願いいたします。よろしいですか。

○山本教育長

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は、4月15日（水）午前10時から定例教育委員会を開催したいと思います。いかがでしょうか。それでは、本日の日程を終了します。お疲れさまでした。